

# 地方財政

平成30年4月25日

# 目次

## I. 地方財政計画の概要等

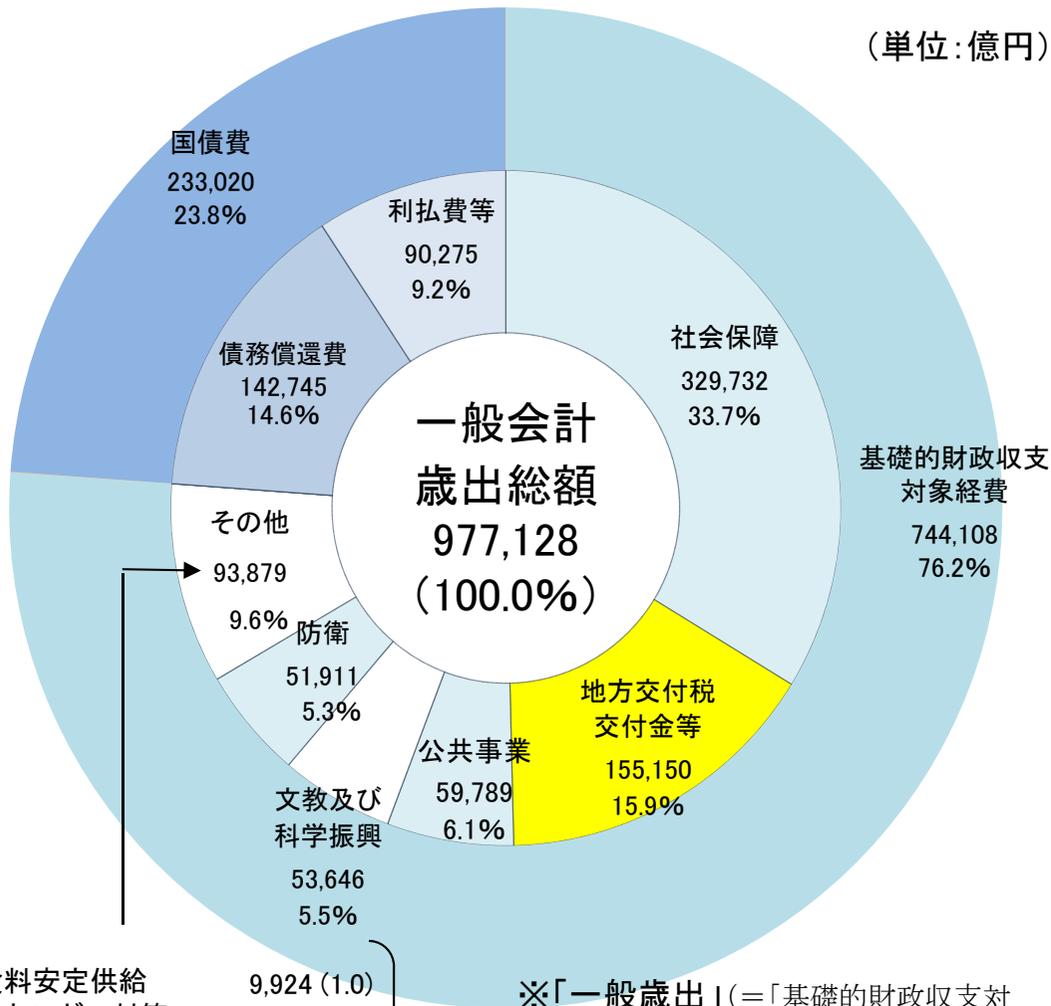
## II. 今後の課題と改革方針

- (1) 一般財源総額実質同水準ルール
- (2) その他各論
  - 計画と決算におけるPDCAサイクル
  - 業務改革と見える化
  - 広域連携
  - 公営企業改革
  - 基金
  - 地方法人課税の偏在是正

# 平成30年度一般会計歳出・歳入の構成

## 一般会計歳出

(単位:億円)

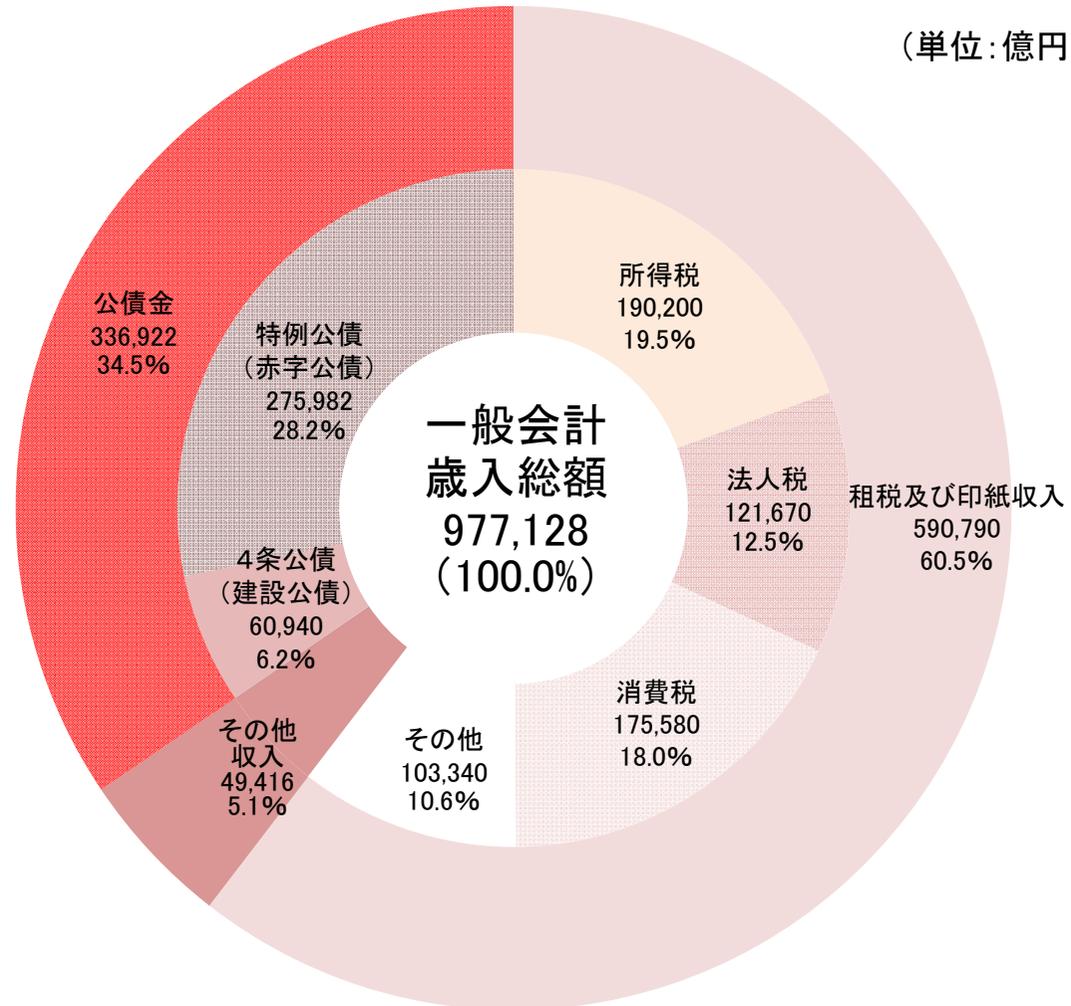


|          |              |
|----------|--------------|
| 食料安定供給   | 9,924 (1.0)  |
| エネルギー対策  | 9,186 (0.9)  |
| 経済協力     | 5,089 (0.5)  |
| 恩給       | 2,504 (0.3)  |
| 中小企業対策   | 1,771 (0.2)  |
| その他の事項経費 | 61,904 (6.3) |
| 予備費      | 3,500 (0.4)  |

※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、588,958(60.3%)

## 一般会計歳入

(単位:億円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.0%。

# マクロの地方交付税総額とミクロ（各地方公共団体ごと）の地方交付税配分額

○ 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

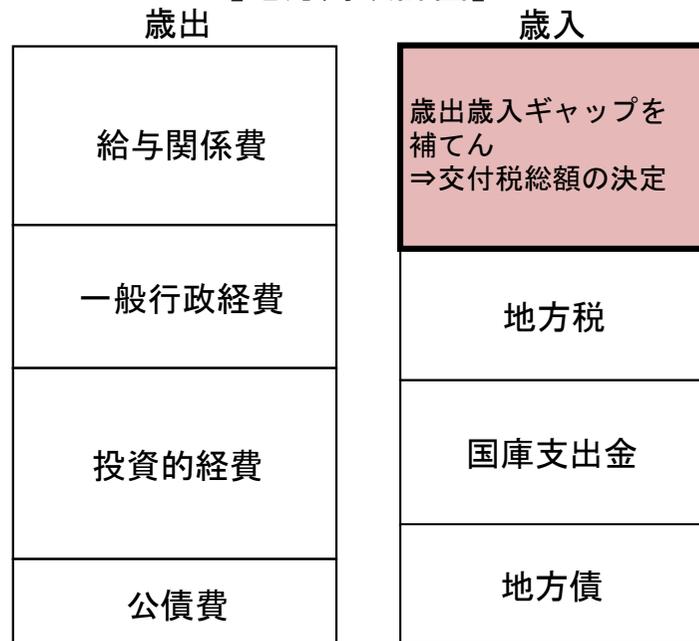
## 予算編成時（9月～12月）

1. 全団体（都道府県及び市町村）の歳出歳入を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額  
⇒ 交付税総額の決定

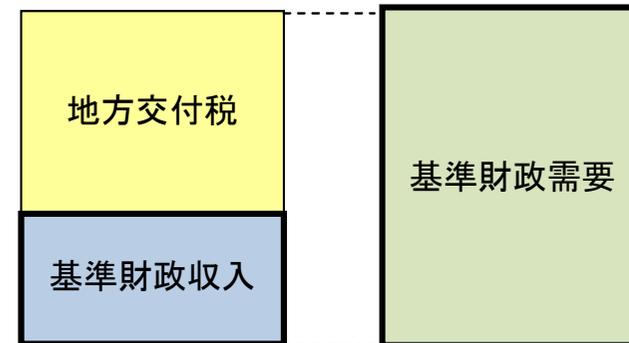
## 予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各団体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

### 【地方財政計画】



### 【各団体の普通交付税算定】



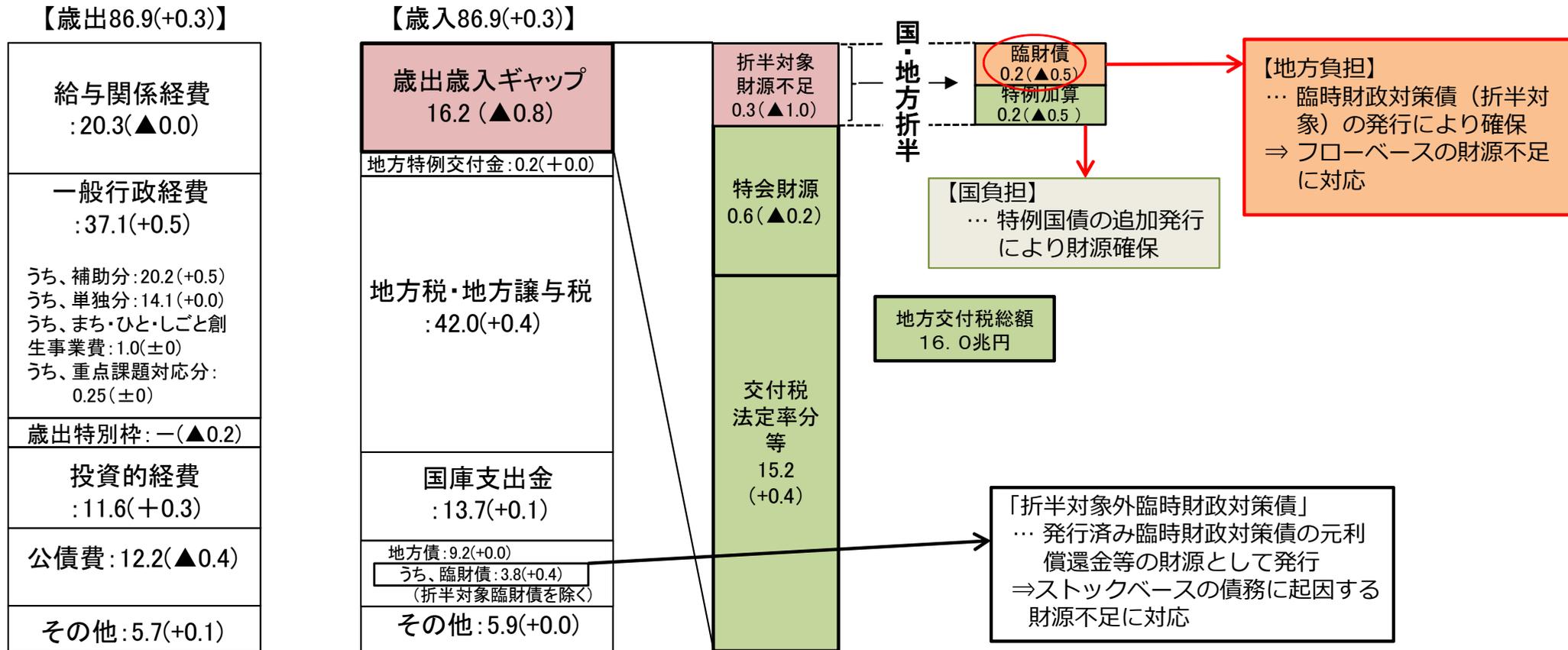
⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

⇒ 普通交付税（交付税の94%）：7月に決定  
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定  
総務省が決定

# 地方交付税総額(マクロ)の算定

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
  - ※ 法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
  - ※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税込全額が交付税の原資となる(特会財源)。
- 法定率分等で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担。
  - ※ リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。

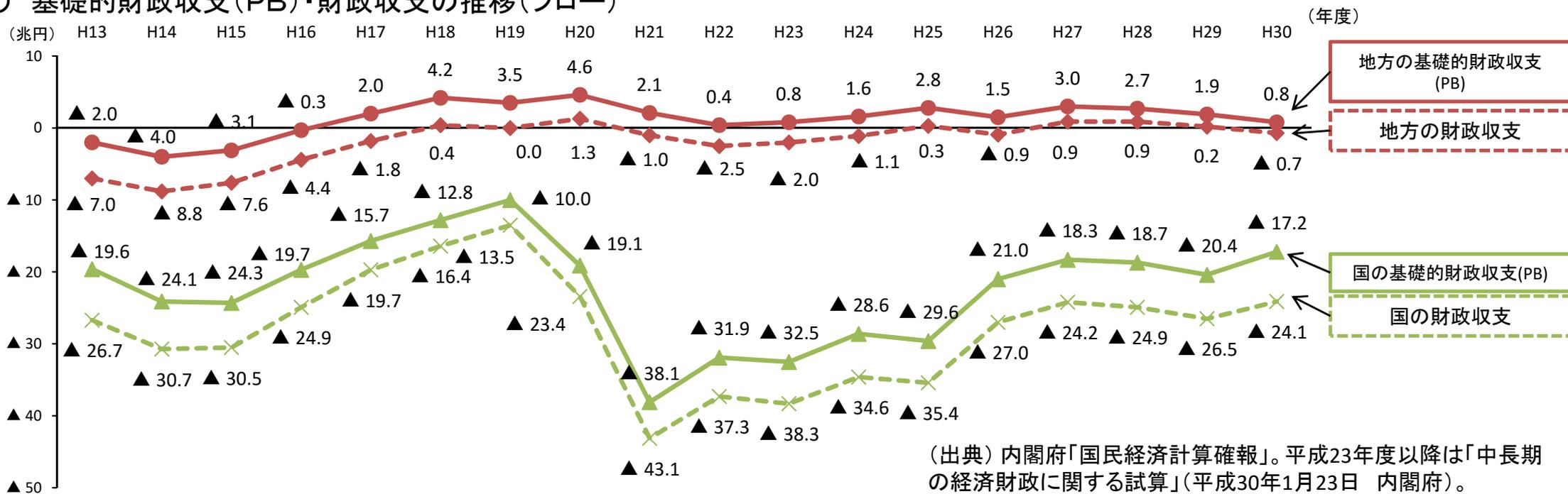
平成30年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



# 国と地方の財政状況(フロー)

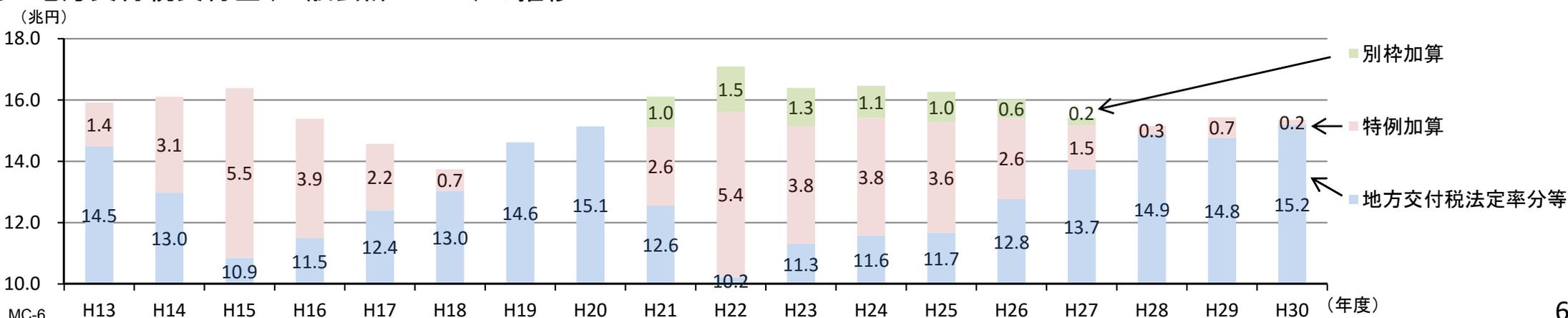
○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡が拡大。国と異なり、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)は黒字が続き、財政収支もほぼ黒字となっている。

## 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成23年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日 内閣府)。  
 (注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

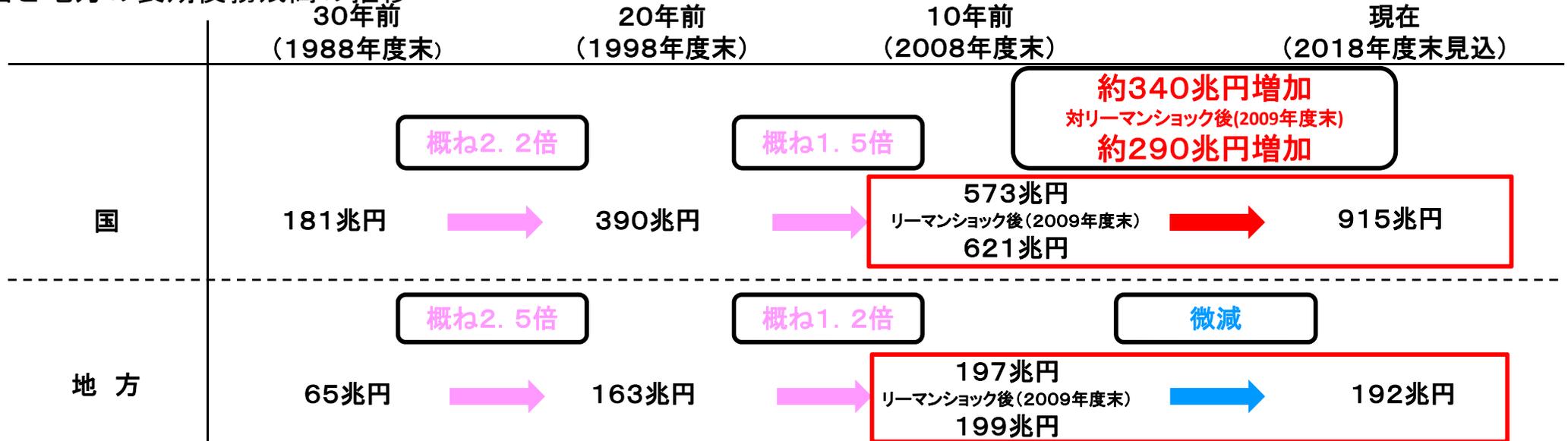
## 地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



# 国と地方の財政状況(ストック)

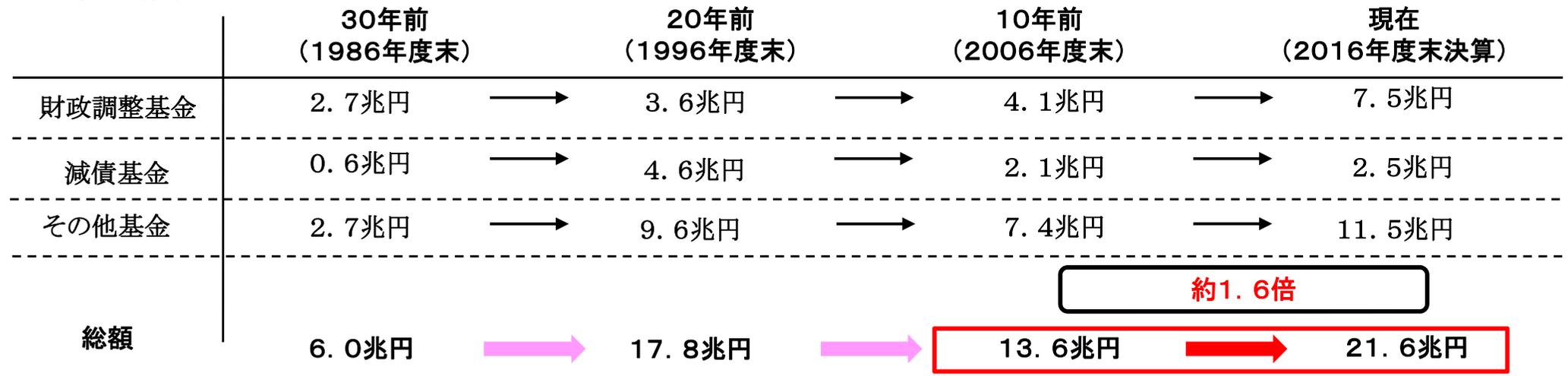
- 30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加。
- 過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約340兆円増加している一方、地方は微減。
- 一方、地方の貯金である基金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。

## ○国と地方の長期債務残高の推移



※ 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2018年度末で32兆円程度)である。

## ○基金残高の推移



# 一般財源総額実質同水準ルール

# 「地方一般財源総額 実質同水準」ルールについて

## 平成30年度地方財政計画(単位:兆円)

【歳出:86.9】

【歳入:86.9】

|   |
|---|
| 給与関係経費:20.3   |
| 一般行政経費:37.1<br>うち、補助分:20.2<br>うち、単独分:14.1<br>うち、まち・ひと・しごと創生事業費:1.0<br>うち、重点課題対応分:0.25 |
| 歳出特別枠:—   |
| 投資的経費:11.6  |
| 公債費:12.2  |
| 水準超経費:1.8   |
| その他:3.9   |

|                |
|----------------|
| 地方交付税:16.0     |
| 地方特例交付金:0.2    |
| 地方税・地方譲与税:42.0 |
| 臨財債(赤字地方債):4.0 |
| その他:5.9        |
| その他地方債:5.2     |
| 国庫支出金:13.7     |

一般財源

(62.1兆円)

特定財源

(24.8兆円)

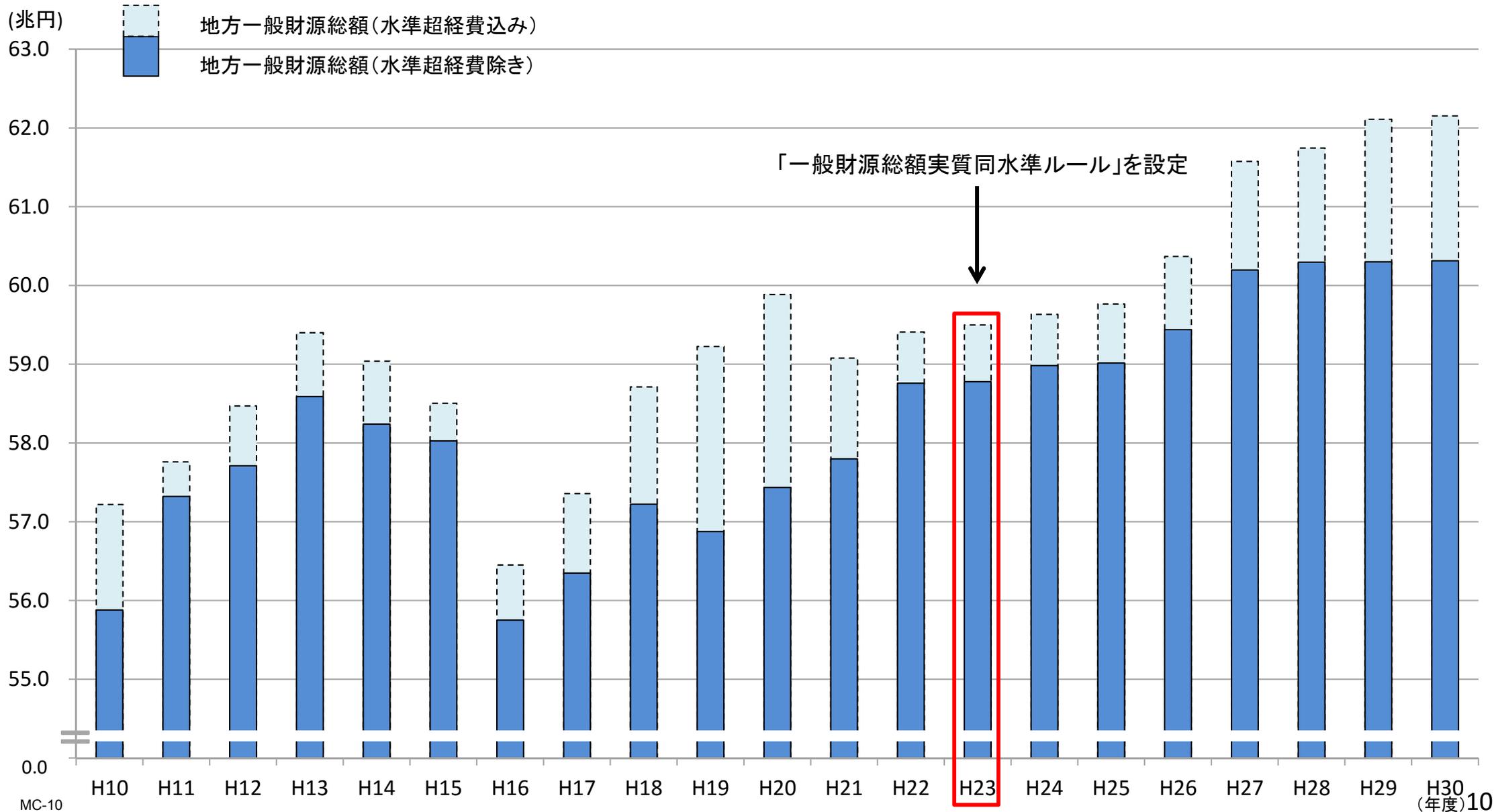
### 経済・財政再生計画における歳出改革の目安

(「骨太2015」(平成27年6月30日閣議決定))

- <目安1>PB赤字対GDP比 : 2018年度▲1%程度
- <目安2>国の一般歳出の水準 : 安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。
- <目安3>社会保障関係費の水準 : 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- <目安4>地方の歳出水準 : 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

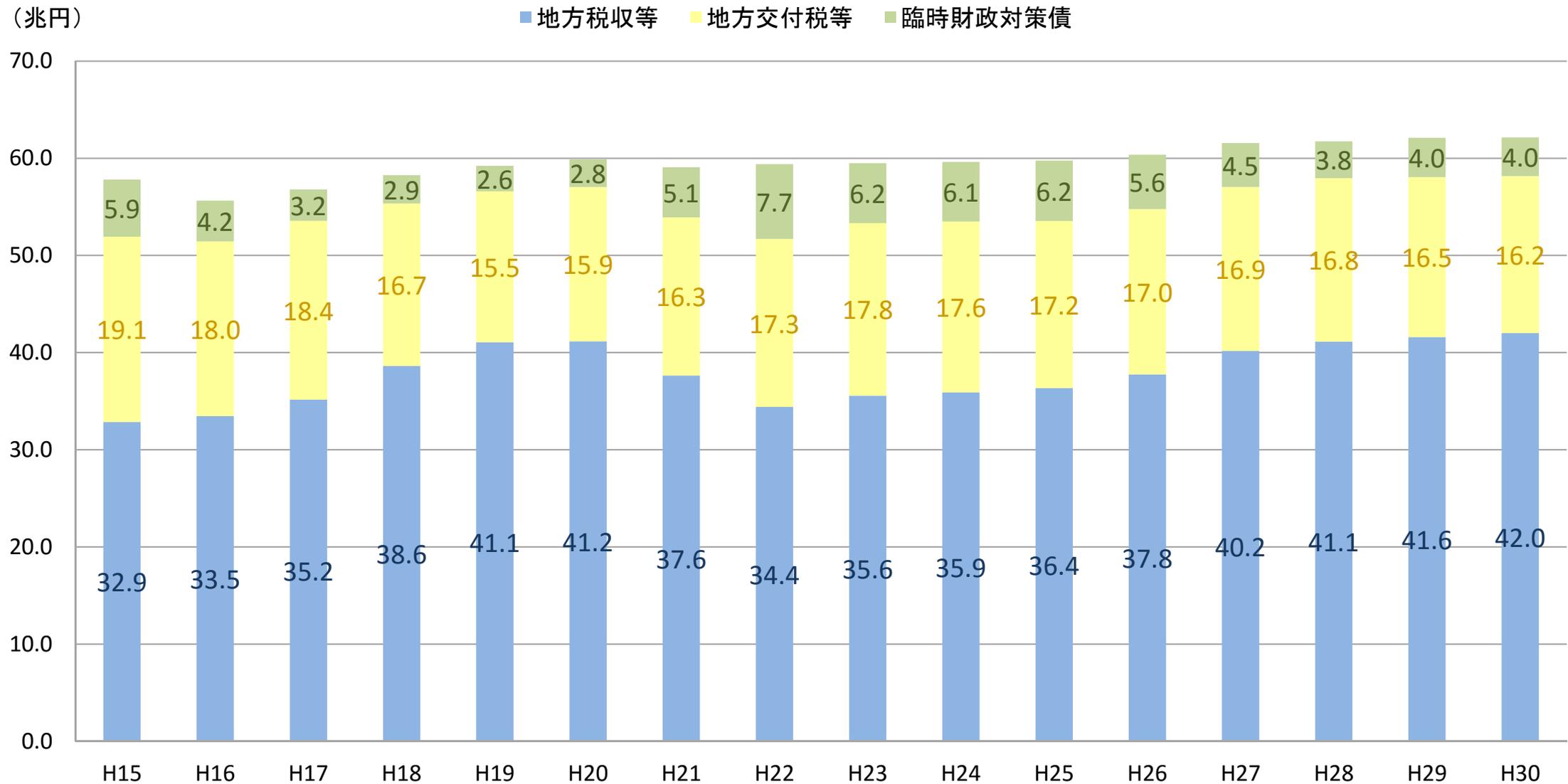
# 地方一般財源総額の推移(地方財政計画ベース)

- 平成23年度に一般財源総額実質同水準ルールを過去最高水準(水準超経費除き)で設定。
- その後、同水準は、消費税率の引上げ(5→8%。26年度初年度、27年度次年度、28年度平年度化)による増収分等を上乘せした水準で維持されている。



# 地方財政計画における一般財源総額の内訳の推移

○ 一般財源総額実質同水準ルールが地方の安定的な財政運営に寄与する中で、地方税収等が増加し、地方交付税等及び臨時財政対策債が減少。



※ 地方税収等とは、地方税と地方譲与税の合計。地方交付税等とは、地方交付税と特例交付金の合計。

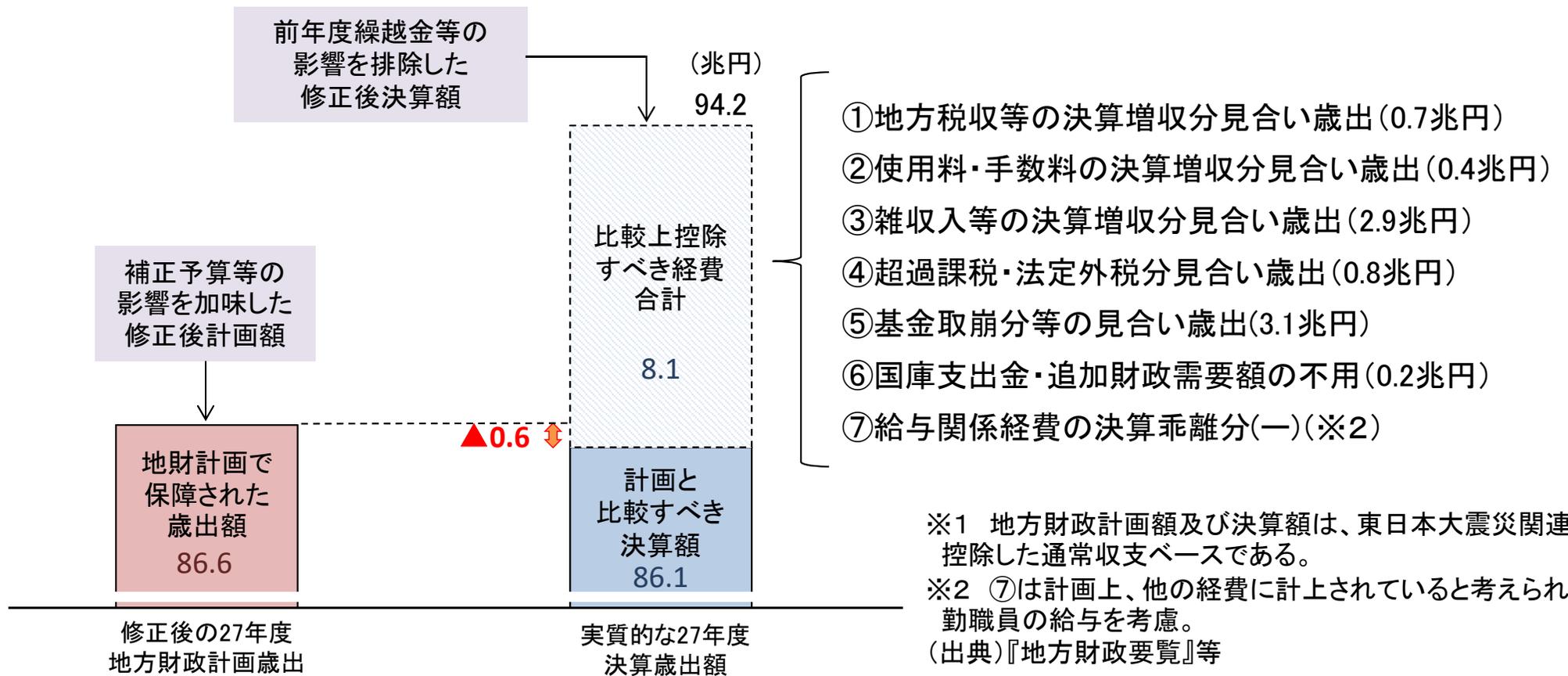
# 決算歳出と計画歳出との乖離について

- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう、以下の通り試算を行ったところ、  
計画歳出(86.6兆円) > 決算歳出(86.1兆円) (平成27年度)  
 となり、計画歳出が決算歳出を上回っている。

## ≪ 具体的な試算方法 ≫

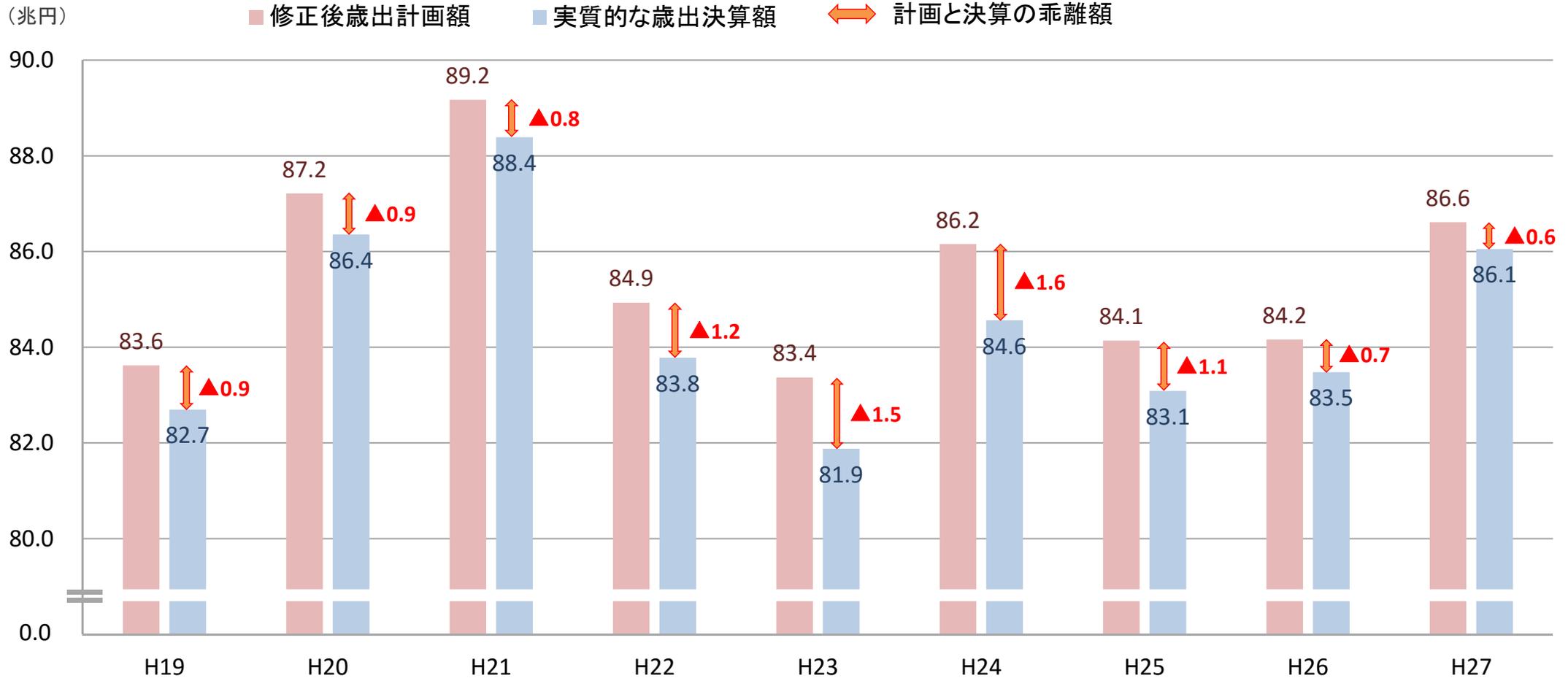
まずは、(ア) 地方財政計画において補正予算等の影響を加味し、(イ) 地方歳出決算において前年度からの繰越金等の影響を排除。その上で、

- ・ 地方税収等の決算増、基金取崩、国庫支出金の不用に係る地方負担分の不用など、計画上予定されていない歳入等を財源とした歳出を地方歳出決算から控除、
- ・ 給与関係経費の決算乖離分を控除。



# 決算歳出と計画歳出の乖離推移

- 近年における決算歳出と計画歳出を比較すると、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。また、計画から上振れた歳入を財源とする歳出については、地方財政計画を通じての歳出規律が働かない状態であり、是正を検討する必要。

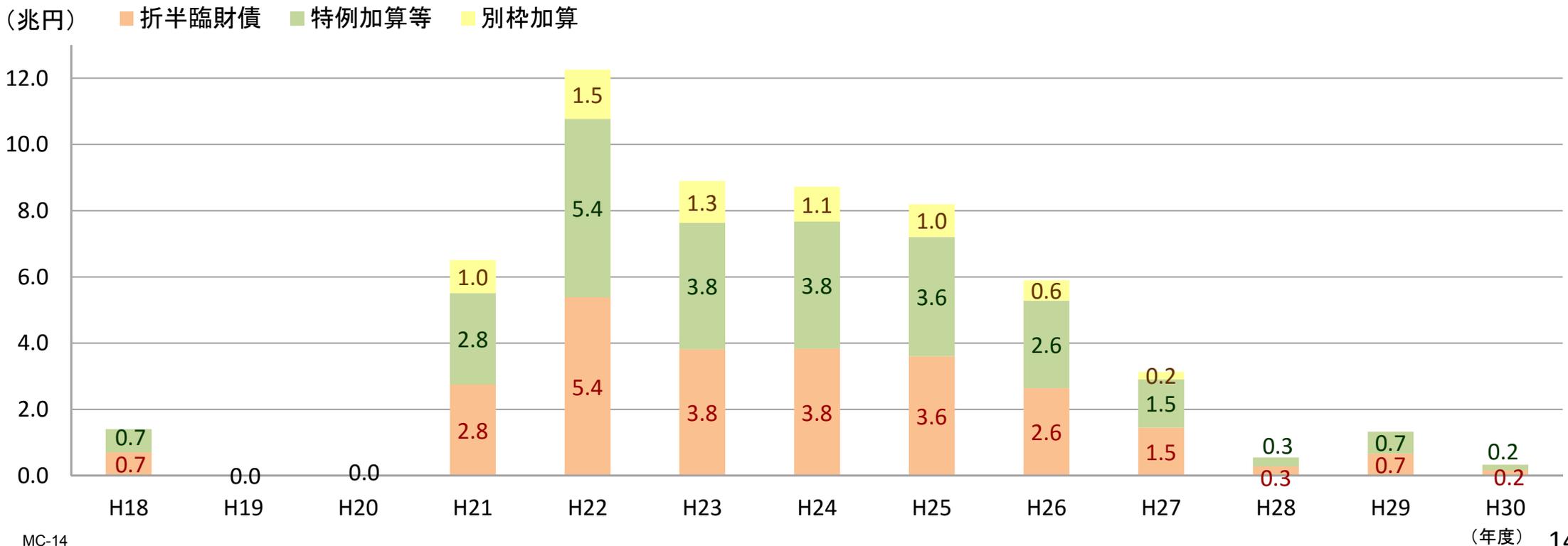


※ 試算上、計画に計上されていると考えられる非常勤職員の給与について、  
 ⑬-13の制約により、平成22年度以前は平成23年度から平成27年度の平均値としている。 (出典)『地方財政要覧』等

## 折半対象財源不足解消後の対応(国・地方を通じた債務縮減)

- 平成30年度における地方の折半対象財源不足額は0.3兆円であり、今後、地方税収や交付税法定率分等が増加すれば、折半対象財源不足が解消され、財源余剰が生じる可能性がある。
- 財源余剰分については、国・地方の財政健全化目標を着実に達成する観点から、地方のPB歳出の積み増しに費消するのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、過去の財源不足期に累積した債務の縮減を図っていく必要。その際、
  - ・ これまで地方の財源不足が生じた場合には、地方のみならず、国も法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯があること、
  - ・ 国は引き続き多額の特例国債を発行せざるを得ないなど、地方以上に厳しい財政状況にあること
 等に鑑みれば、財源余剰分を地方の債務縮減に充てるだけでなく、国の債務縮減にもつなげていくべきではないか。

### <折半対象財源不足額等の推移>

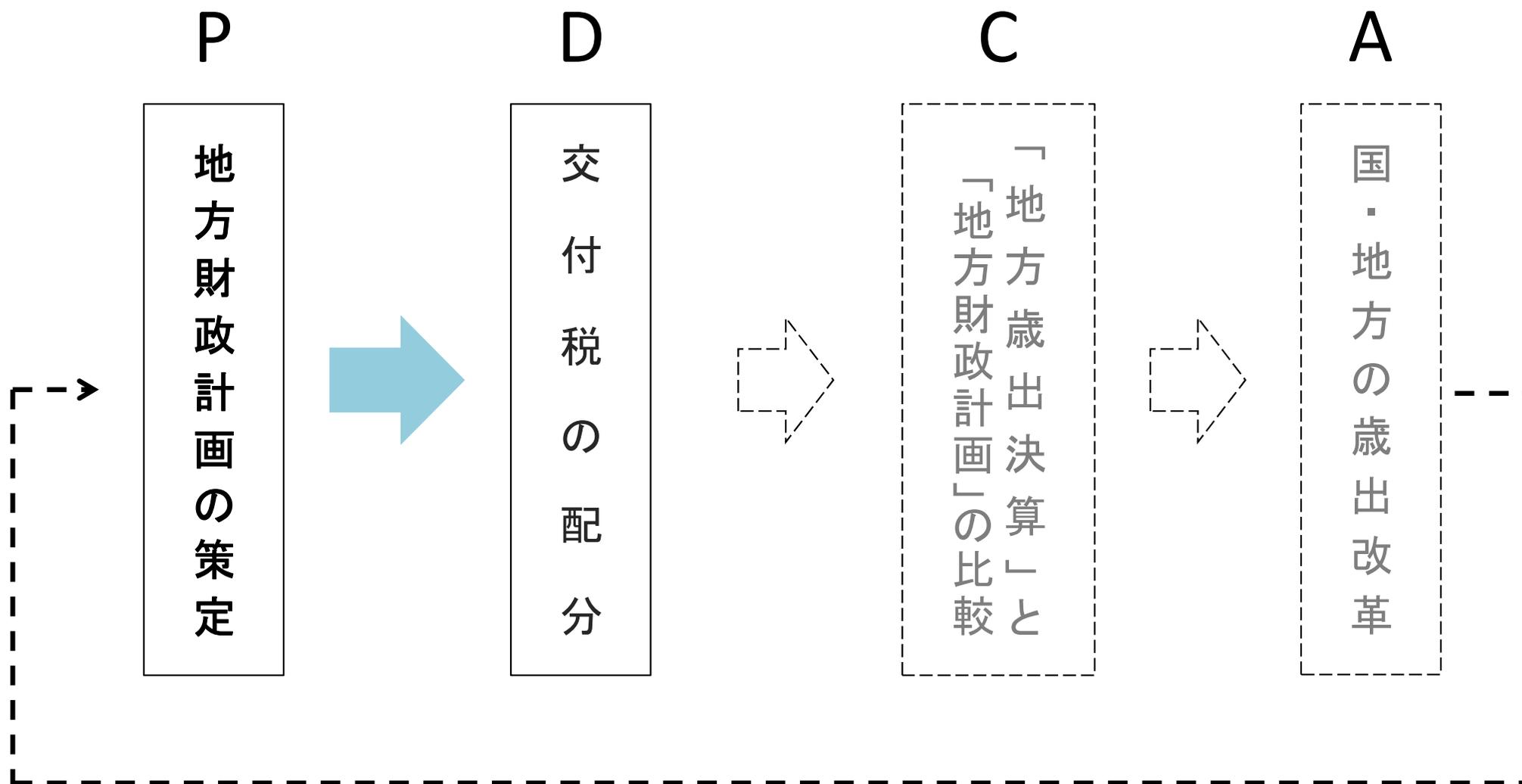


- 一般財源総額実質同水準ルールが地方の安定的な財政運営に寄与する中で、地方税収等が増加し、地方交付税等及び臨時財政対策債が減少。
- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう試算を行ったところ、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。毎年度、国において赤字国債を発行して一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。
- 一般財源総額実質同水準ルールの方後の取扱いについては、こうしたことを踏まえながら検討を行っていくべきではないか。
- また、今後、財源余剰が生じる場合は、国・地方の財政健全化目標を着実に達成する観点から、地方のPB歳出の積み増しに費消するのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、過去の財源不足期に累積した債務の縮減を図っていく必要。その際、地方の債務縮減に充てるだけではなく、国の債務縮減にもつなげていくべきではないか。

# その他各論

## 地方の歳出改革に係るPDCA

- 地方交付税総額は地方財政計画に基づき決定されていることを踏まえれば、地方財政計画について、地方歳出決算との比較・検証を行い、その結果を踏まえた歳出改革を行った上で、翌年度の地方財政計画を策定するという、「PDCAサイクル」を回していくことが必要。
- 現状では、地方財政計画と地方歳出決算が比較可能な形となっていないため、各経費ごとの比較を含め、計画と比較可能な形での決算データの公表を検討していく必要があるのではないか。



# トップランナー方式

- 骨太2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、他団体のモデルとなるような業務改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式)を推進。
- トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、平成29年度までに18業務について導入。平成30年度においては、窓口業務の民間委託のための取組を強化し、その状況を踏まえ、平成31年度の導入を視野に入れて検討。
- 平成33年度における累計減少額(基準財政需要額の減少額)は約1,640億円と見込まれている。

## ○ これまでの取組み・成果

### <平成28年度>

- ・ 16業務について導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
- ・ 平成28年度におけるトップランナー方式による影響額(基準財政需要額の減少額)は441億円。

### <平成29年度>

- ・ 導入済の16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- ・ 新たに2業務について導入(合計18業務に導入)。
- ・ 平成29年度におけるトップランナー方式による新たな影響額(基準財政需要額の減少額)は473億円(累計減少額は914億円)。

#### <平成29年度における取組例(都道府県分)>

| 対象業務                     | 基準財政需要額の算定項目 |         | 見直し内容                 |             | 基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容 |
|--------------------------|--------------|---------|-----------------------|-------------|------------------------|
|                          |              |         | 経費水準 見直し前             | 経費水準 見直し後   |                        |
| 学校用務員事務<br>(高等学校、特別支援学校) | 高等学校費        |         | 388,570(千円)           | 332,208(千円) | 民間委託等                  |
|                          | 特別支援学校費      |         | 57,312(千円)            | 50,510(千円)  |                        |
| 体育館管理<br>競技場管理<br>プール管理  | その他の教育費      |         | 25,629(千円)            | 据え置き        | 指定管理者制度導入<br>民間委託等     |
| 公園管理                     | その他の土木費      |         | 161,345(千円)           | 据え置き        | 指定管理者制度導入、民間委託等        |
| 庶務業務<br>(人事、給与、旅費、福利厚生等) | 包括算定経費       |         | 庶務業務として特定せず<br>包括的に算定 | 8,270(千円)の減 | 庶務業務の集約化               |
| 公立大学運営                   | その他の教育費      | (理科系学部) | 1,694(千円/人)           | 1,460(千円/人) | 地方独立行政法人化              |
|                          |              | (保健系学部) | 1,938(千円/人)           | 1,668(千円/人) |                        |

# 基準財政需要額に占めるトップランナー方式導入対象経費の割合

○ ただし、28年度におけるトップランナー方式の対象経費の割合は、全基準財政需要額のうち3.5% + α (※)。

※ +αについては、包括算定経費に含まれる庶務業務分

## 【都道府県分】

※ 28年度におけるトップランナー対象業務部分にのみ黄色着色

| 警察費 | 土木費     |     | 教育費     |      |       |         |         | 厚生労働費 |     |          | 経済産業費 |       | 総務費          |       |
|-----|---------|-----|---------|------|-------|---------|---------|-------|-----|----------|-------|-------|--------------|-------|
|     | 道路橋りょう費 |     | 小学校費    | 中学校費 | 高等学校費 | 特別支援学校費 | その他の教育費 | 社会福祉費 | 衛生費 | 高齢者保健福祉費 | 農業行政費 | 商工行政費 | 徴税費          | 地域振興費 |
|     | 河川費     | 港湾費 | その他の土木費 |      |       |         |         | 生活保護費 |     |          | 労働費   |       |              | 恩給費   |
|     |         |     |         |      |       |         |         |       |     |          | 林野行政費 |       |              |       |
|     |         |     |         |      |       |         |         |       |     |          | 水産行政費 |       |              |       |
|     |         |     |         |      |       |         |         |       |     |          |       |       | 地域経済・雇用対策費   |       |
|     |         |     |         |      |       |         |         |       |     |          |       |       | 地域の元気創造事業費   |       |
|     |         |     |         |      |       |         |         |       |     |          |       |       | 人口減少等特別対策事業費 |       |

## 【市町村分】

| 消防費 | 土木費     |       |      |         | 教育費  |      |         | 厚生費   |       |       |          | 産業経済費     |       | 総務費   |     | 地域元気創造事業費 | 人口減少等特別対策事業費 |
|-----|---------|-------|------|---------|------|------|---------|-------|-------|-------|----------|-----------|-------|-------|-----|-----------|--------------|
|     | 道路橋りょう費 | 都市計画費 | 下水道費 | その他の土木費 | 小学校費 | 中学校費 | その他の教育費 | 生活保護費 | 社会福祉費 | 保健衛生費 | 高齢者保健福祉費 | 清掃費       | 農業行政費 | 商工行政費 | 徴税費 |           |              |
|     | 港湾費     |       | 公園費  |         |      |      | 高等学校費   |       |       |       |          |           |       |       |     |           |              |
|     |         |       |      |         |      |      |         |       |       |       |          | 林野水産行政費   |       |       |     |           |              |
|     |         |       |      |         |      |      |         |       |       |       |          | 戸籍住民基本台帳費 |       |       |     |           |              |

(出典)総務省「平成28年度 普通交付税の算定結果」



## 見える化されたデータの一層の利活用に向けて

- 地方団体による自主的な改革を進めていくためには、まずは各団体が類似団体との比較を適切に行い、自らの経費水準等を客観的に把握することが必要。この点、地方財政における「見える化」のツールとして、「類似団体別市町村財政指数表」(総務省)、「類似団体比較カード」(地方団体)、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」(内閣府)などがある。
- 同データベースについては、骨太2017等を踏まえ、地域類型化機能の搭載が行われるなど、取組みに一定の進捗が見られるが、見える化されたデータの一層の利活用に向け、以下の通り、更なる改善・検討が必要ではないか。
  - ・ 業務改革に資するようなデータ内容の充実に加え、総務省が「類似団体別市町村財政指数表」において設定する類似団体比較の類型と同様の比較が出来るよう、機能拡充が必要ではないか。
  - ・ そもそも、比較すべき類似団体は項目ごとに異なるとも考えられるため、どの項目についてこういった条件で類似団体を設定すべきかについて、指針や例示の作成を検討していくべきではないか。

自治体の特徴でしぼる (  全てチェック )

政令指定都市  中核市  特別区 (東京23区)  市 (20万人以上) ※政令市、中核市を除く  市 (15万~20万人)  市 (10万~15万人)  市 (5万~10万人)  市 (5万人未満)  町村 (2万人以上)  町村 (1.5万~2万人)  町村 (1万~1.5万人)  町村 (0.5万~1万人)  町村 (0.5万人未満)

「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」条件設定画面

【総務省の類似団体別市町村財政指数表の類型設定例】(都市類型Ⅱ-1の場合)

- ・ 人口5万~10万人 かつ
- ・ 第2次産業と第3次産業を合わせた就業人口の割合が90%未満、かつ、第3次産業の就業人口が55%以上

比較する自治体 (詳細条件)

第2次産業と第3次産業を合わせた就業人口割合の設定が出来ない。

| 条件項目(数値指定)                                    | 年度指定     | 設定値   | 調べたい自治体の数値 |
|---|----------|---|------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 第2次産業人口比率 | 2010     | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> | 29.92      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 第3次産業人口比率 | 2010     | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> | 52.66      |
| <input type="checkbox"/> 選択してください             | 選択してください | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> |            |
| <input type="checkbox"/> 選択してください             | 選択してください | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> |            |
| <input type="checkbox"/> 選択してください             | 選択してください | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> |            |

「見える化」する

## 広域連携の更なる推進

- 人口減少社会に突入する中で、行政サービスを安定的・持続的に提供していくためには、効率的な行政運営に向け、広域連携を一層進めていく必要がある。
- 改革工程表においては、上下水道について、広域化等の検討を進めることとされており、後述するように、公営企業について広域連携をしっかりと進めていく必要。
- また、総務省の研究会による報告書(平成21年)では、従来広域連携があまり活用されてこなかった分野であっても、事務が定型的で裁量の余地が小さいもの、専門性が高いもの、一定の規模があることが望ましいもの等については、広域連携を進めることが可能であるとして、監査、会計管理・出納、情報公開等が例示されている。
- しかしながら、こうした分野について広域連携が進んでいるとは必ずしも言えないことから、その要因を分析するとともに、こうした従来の業務について更なる広域連携を促す仕組みを検討していくべきではないか。

### 【共同設置制度の活用が期待できる領域として挙げられた部門】

(地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書)

- 税務事務(特に滞納整理、資産評価)
- 国土調査 ○ 土木(設計・積算) ○ 職員研修
- 観光振興 ○ 保健福祉 ○ 監査 ○ 選挙管理
- 会計管理・出納 ○ 消費生活センター
- 配偶者暴力相談支援センター
- 情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会
- 国民健康保険(事務) ○ 保健所
- 生活保護(福祉事務所)
- 特定行政庁(建築確認等)
- 都道府県からの移譲事務

### <共同処理団体数の状況>

|             | 22年   | 28年   | 増減数 |
|-------------|-------|-------|-----|
|             |       |       |     |
| 税の滞納処分      | 387   | 530   | 143 |
| 監査委員事務局     | N.A.  | 27    |     |
| 計算事務        | N.A.  | 112   |     |
| 消費生活相談      | N.A.  | 134   |     |
| 生活保護        | 68    | 74    | 6   |
| 情報公開・個人情報保護 | 31    | 57    | 26  |
| 国民健康保険      | 42    | 38    | △ 4 |
| 職員研修        | 1,007 | 1,098 | 91  |
| 観光          | 170   | 200   | 30  |

(出典) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(総務省)

# (参考) 広域連携の仕組みと運用について

総務省資料

| 共同処理制度           | 制度の概要   | 運用状況 (H28.7.1現在)   |
|------------------|---|--|
| 法人の設立を要しない簡便な仕組み | 連携協約<br>地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。                                       | ○締結件数: 175件<br>○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 128件 (73. 1%)、その他: 47件 (26. 9%)                           |
|                  | 協議会<br>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。  | ○設置件数: 202件<br>○主な事務: 消防41件 (20. 3%)、広域行政計画等28件 (13. 9%)、救急23件 (11. 4%)                      |
|                  | 機関等の共同設置<br>地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。                                  | ○設置件数: 444件<br>○主な事務: 介護区分認定審査129件 (29. 1%)、公平委員会117件 (26. 4%)、障害区分認定審査106件 (23. 9%)         |
|                  | 事務の委託<br>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。   | ○委託件数: 6, 443件<br>○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 417件 (22. 0%)、公平委員会1, 141件 (17. 7%)、競艇854件 (13. 3%)    |
|                  | 事務の代替執行<br>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。                                  | ○代替執行件数: 2件<br>○上水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件   |
| 別法人の設立を要する仕組み    | 一部事務組合<br>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。   | ○設置件数: 1, 493件<br>○主な事務: ごみ処理406件 (27. 2%)、し尿処理337件 (22. 6%)、救急271件 (18. 2%)、消防270件 (18. 1%) |
|                  | 広域連合<br>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 | ○設置件数: 116件<br>○主な事務: 後期高齢者医療51件 (44. 0%)、介護区分認定審査45件 (38. 8%)、障害区分認定審査32件 (27. 6%)          |

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
- (注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 公営企業改革①(全事業)

- 地方公営企業は、経営に伴う収入(料金)で経費を賄う独立採算制が原則。ただし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画において「公営企業繰出金」として計上。このほかに、基準に基づかない繰出金(基準外繰出金)が、収支の赤字補填等のために公営企業会計に繰り入れられており、その額は0.7兆円に上る。
- 広域連携やPPP/PFI等による事業の効率化に加え、民営化や事業の廃止等を含む抜本的な改革を進め、赤字補填など必要性が認められない基準外繰出金については廃止していくべきではないか。

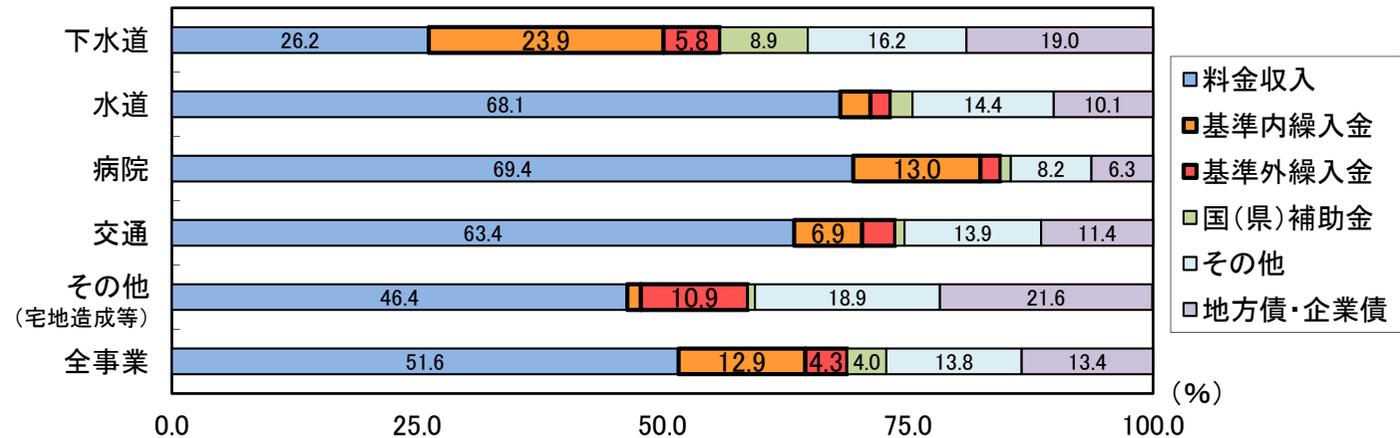
他会計繰入金の規模(28年度決算)

(兆円)

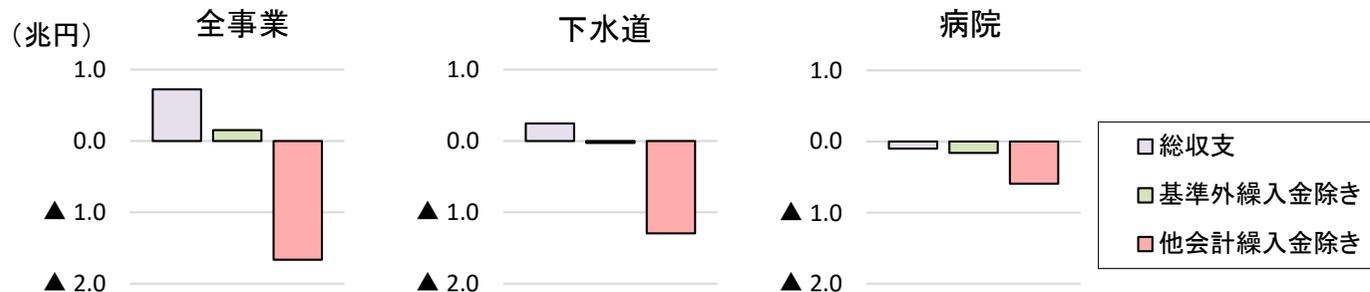
|                | 他会計繰入金 |          |          |
|----------------|--------|----------|----------|
|                |        | うち基準内繰入金 | うち基準外繰入金 |
| 下水道            | 1.8    | 1.4      | 0.3      |
| 水道             | 0.2    | 0.1      | 0.1      |
| 病院             | 0.7    | 0.6      | 0.1      |
| 交通             | 0.1    | 0.1      | 0.0      |
| その他<br>(宅地造成等) | 0.2    | 0.0      | 0.2      |
| 全事業            | 3.0    | 2.2      | 0.7      |

(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」  
 (注)繰入金とは、公営企業側からみた場合の繰出金。

地方公営企業の総収入の内訳(28年度決算)



地方公営企業の総収支(28年度決算)



(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算の概況」

(注1)総収入は、総収益及び資本的収入の合計。

(注2)総収支は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支。

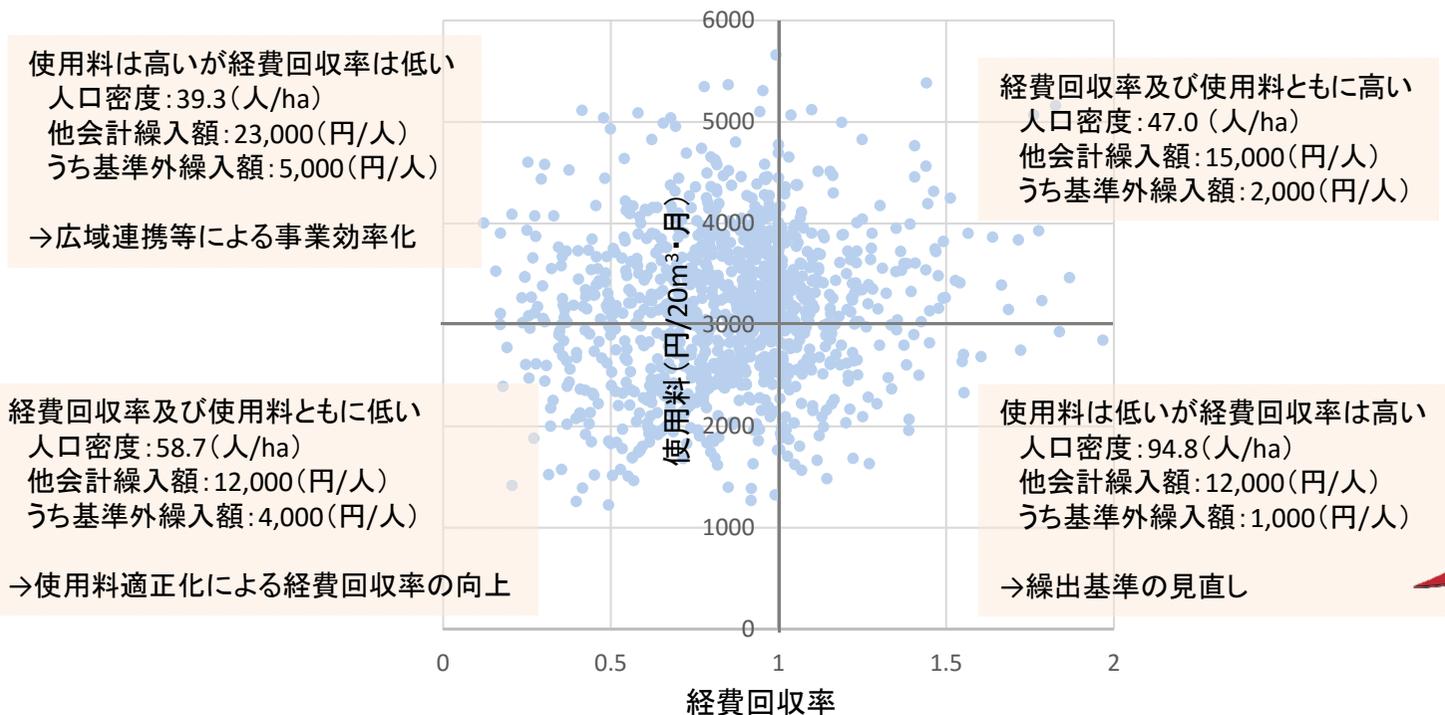
# 公営企業改革②(下水道)

- 下水道財政の大原則は、「雨水公費・汚水私費の原則」(注)。しかしながら、昨年秋の財審(社会資本整備)においても指摘したとおり、分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められている。こうした繰出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、繰出基準の見直しを行うべきではないか。

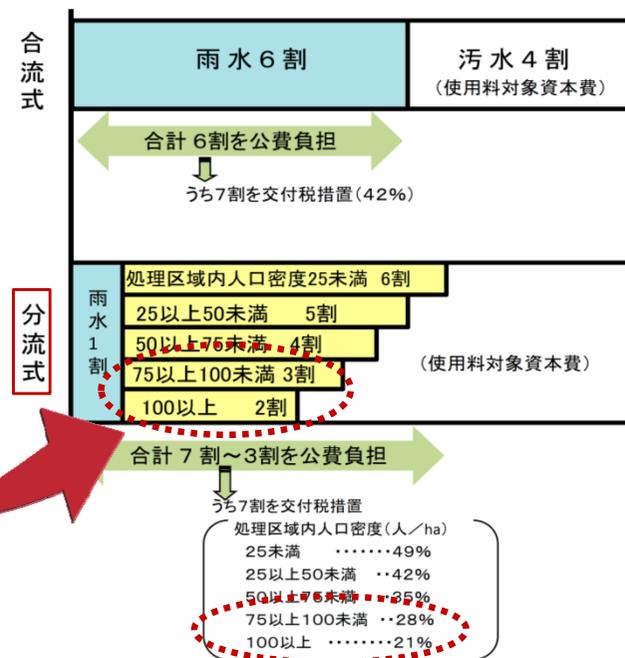
(注)総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」(平成18年3月)。なお、EU指令においては、「加盟国は、(中略)特に汚染者負担の原則に従って、水サービスに係る費用回収原則を考慮しなければならない」と規定。

- また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。

経費回収率と使用料の関係



汚水処理施設の建設改良に係る地方財政措置



(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

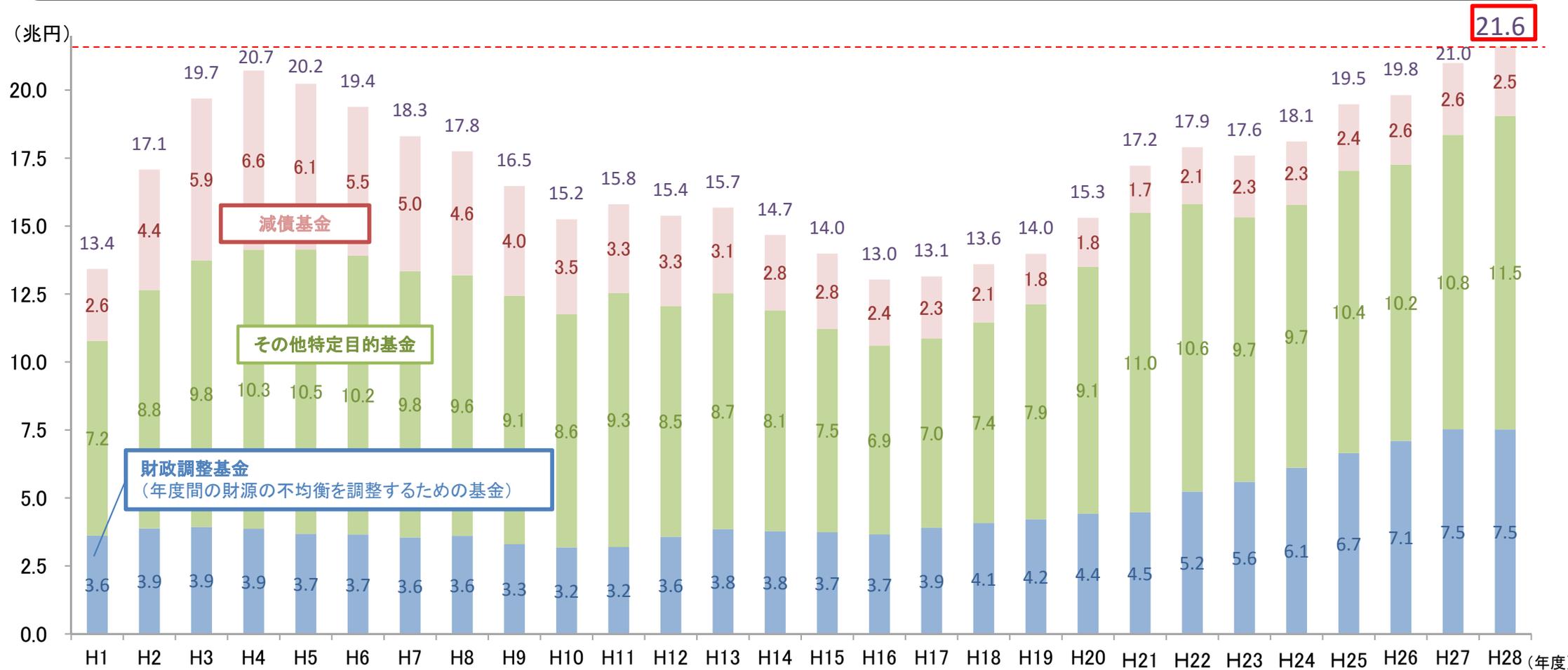
(注)公共下水道(狭義)の実質的な使用料平均(料金収入/年間有収水量に20m<sup>3</sup>を乗じたもの)及び経費回収率(料金収入/汚水処理費)。経費回収率とは、汚水処理費のうち、繰出基準に基づき他会計が負担すべきとされる経費を除くもの、即ち、使用料により回収すべき経費を、使用料で賄っている割合。なお、使用料については、総務省公営企業課長等通知(平成26年8月29日)において、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収率3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意することとされている。人口密度、他会計繰入額、基準外繰入額は、それぞれの象限における平均。

# 地方の基金残高の推移(通常収支分)

- 地方の基金残高は、21.6兆円と過去最高。
- その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。

(参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。

(参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成28年度において1.1兆円(国費相当額は0.7兆円)。(※2)

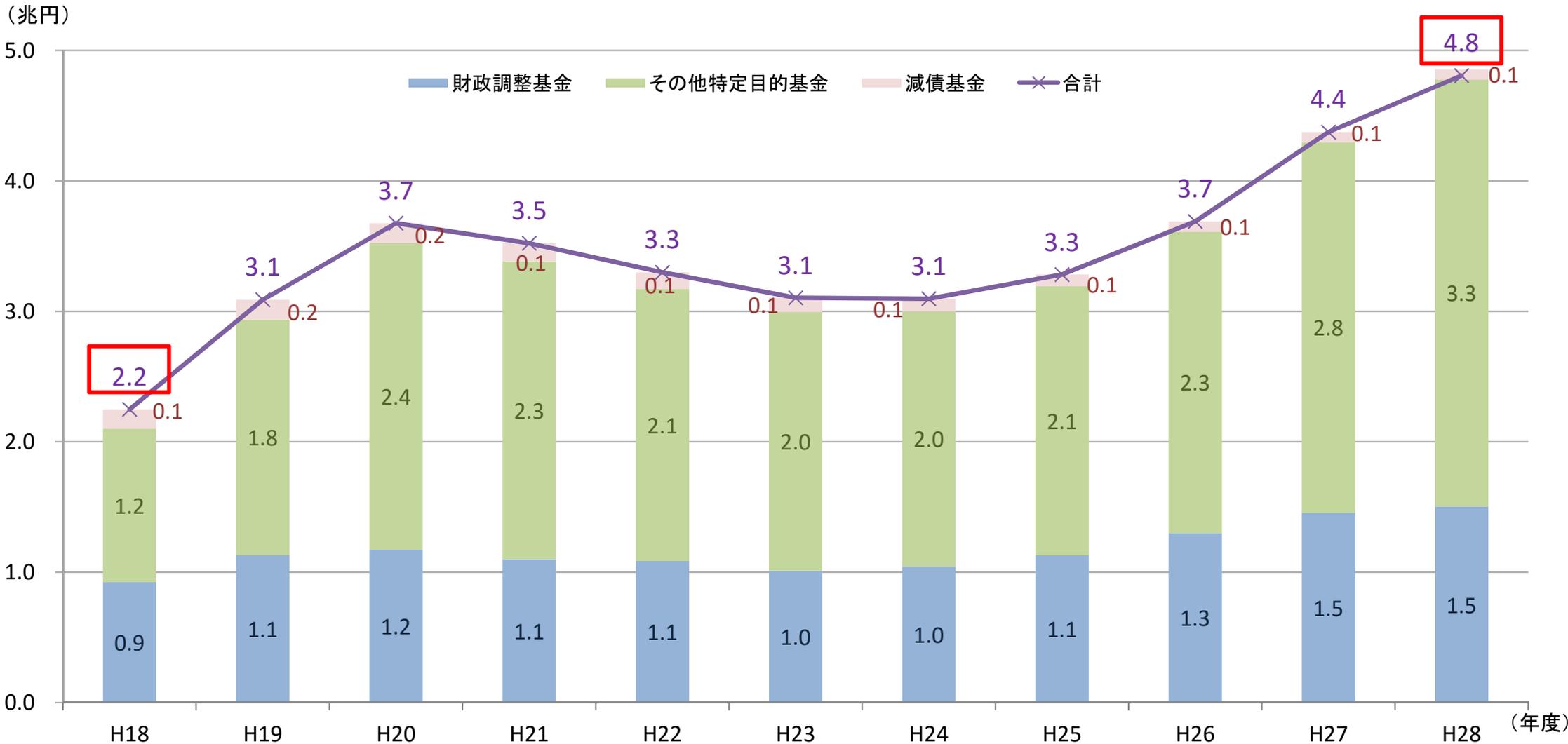


21.6

※1 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。 ※2 各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。 (出典)総務省「地方財政状況調査」等

# 不交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 平成29年度における不交付団体のうち、平成18年度から一貫して不交付だった団体の基金残高の推移を見ると、10年間で2.6兆円増加(2.1倍に増加。毎年度平均約2,600億円増加)。リーマンショック後に残高が減少した時期もあるが、平成25年度以降、再び増加傾向にある(4年間で1.7兆円増加)。
- なお、財政調整基金は10年間で約1.6倍に増加。その他特定目的基金は約2.9倍に増加し、近年の増加傾向が著しい。

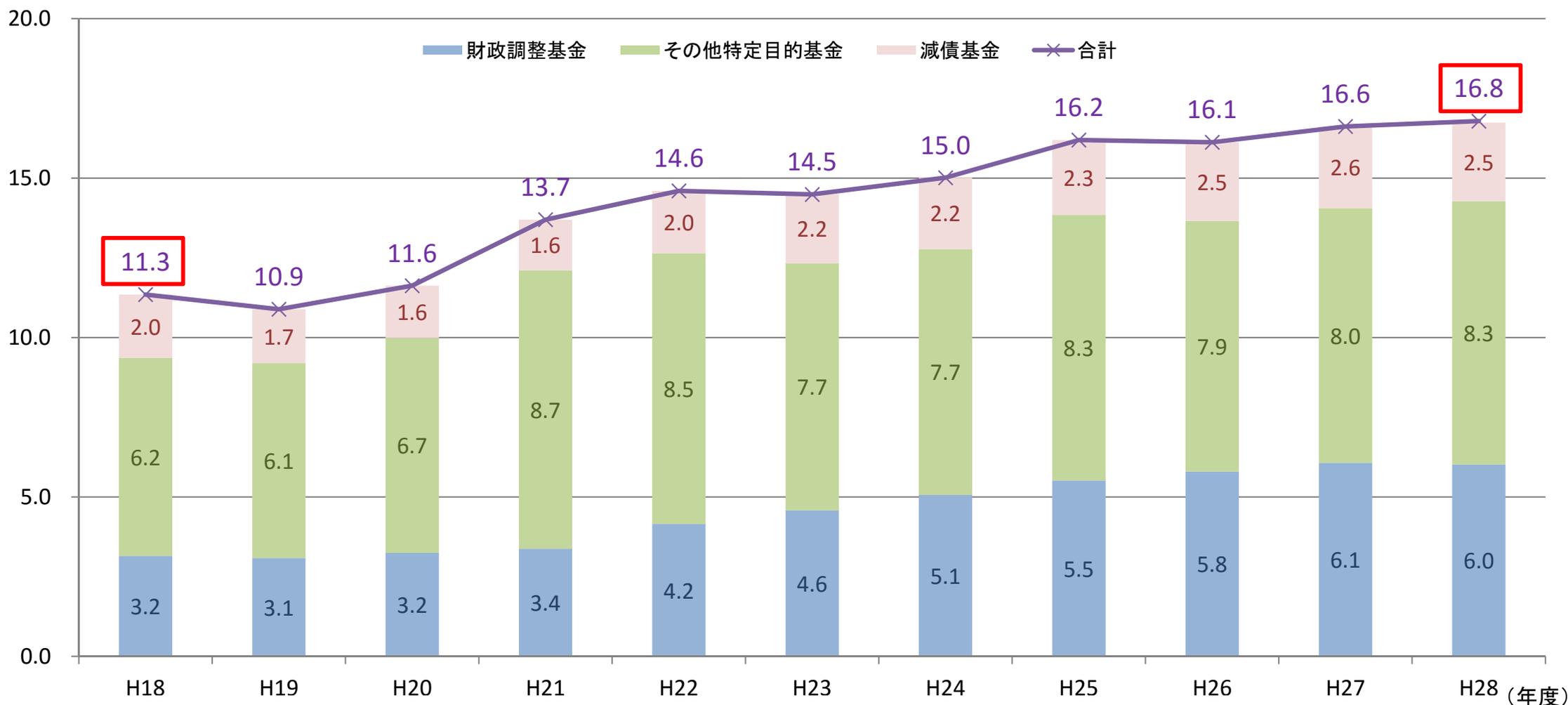


※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。  
 ※2 不交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった38団体。合併した場合、合併前の団体も加味している。

## 交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 交付団体の基金残高の推移を見ると、10年間で5.4兆円増加(1.5倍に増加。毎年度平均約5,400億円増加)。リーマンショック後の時期を含めほぼ一貫して増加傾向にある。
- なお、財政調整基金は10年間でほぼ一貫して増加し、約1.9倍となっている。その他特定目的基金は約1.3倍に増加。

(兆円)



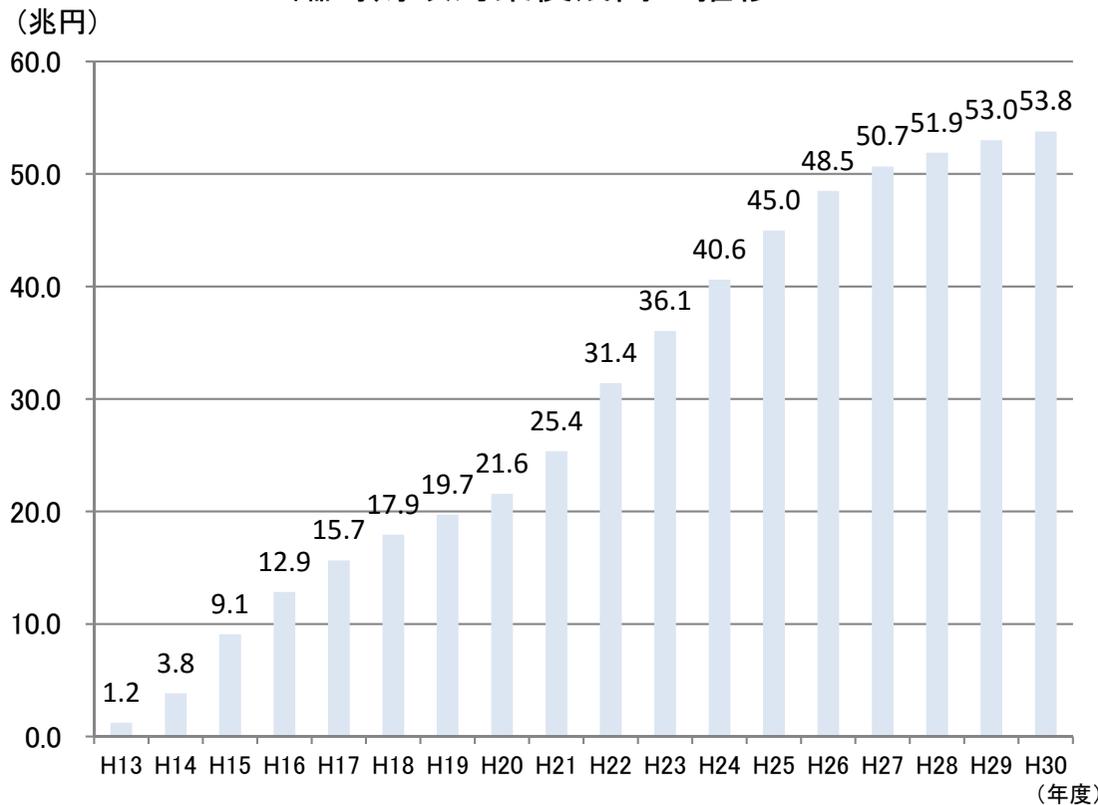
※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。  
 (出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

※2 交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった団体以外の団体としている。

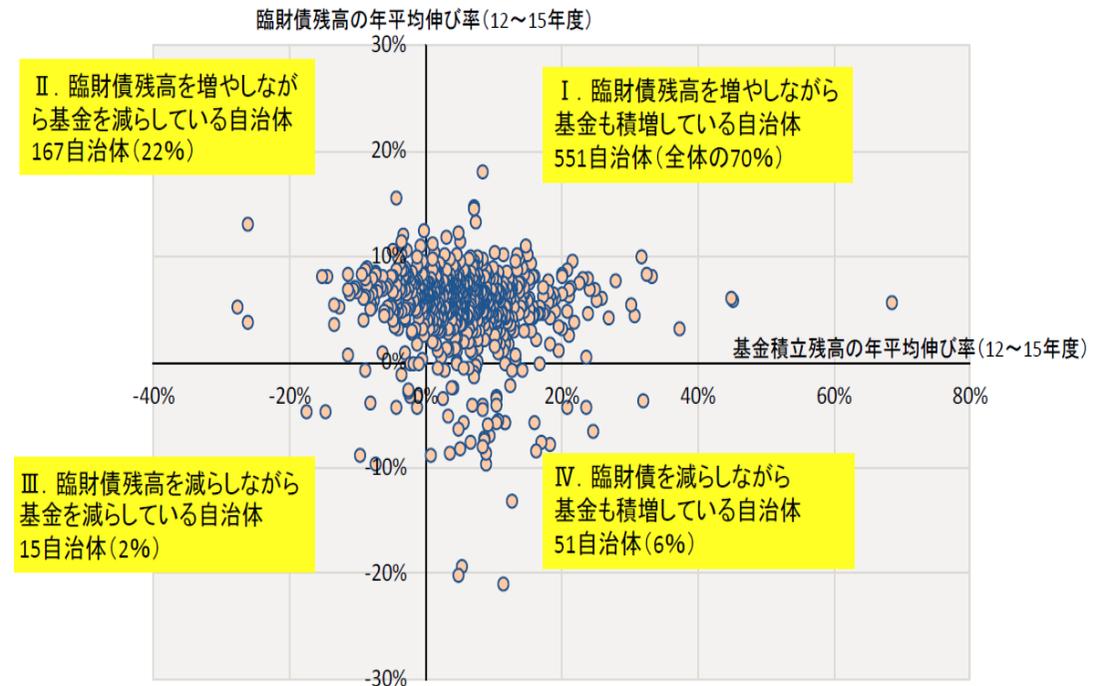
# 債務残高の安定的引下げ

- 地方全体では、基金残高が増加している一方で、臨時財政対策債の残高も増加。また、個別の団体を見ても、臨時財政対策債の残高を増やしながらか基金残高も増加している団体が7割に上っている。
- 健全な財政運営の観点からは、地方の債務残高の安定的な引下げを行っていくことが重要。このため、例えば、地方債の発行時期を工夫することにより、年度末において、予算の執行状況等を踏まえ一定の決算黒字が見込まれる場合には、地方債の発行取りやめを検討することなどを通じて、地方団体が自主的な財政運営を行う中で、財政の持続可能性を高めていくべきではないか。

臨時財政対策債残高の推移



基金増加率と臨時財政対策債の増加率



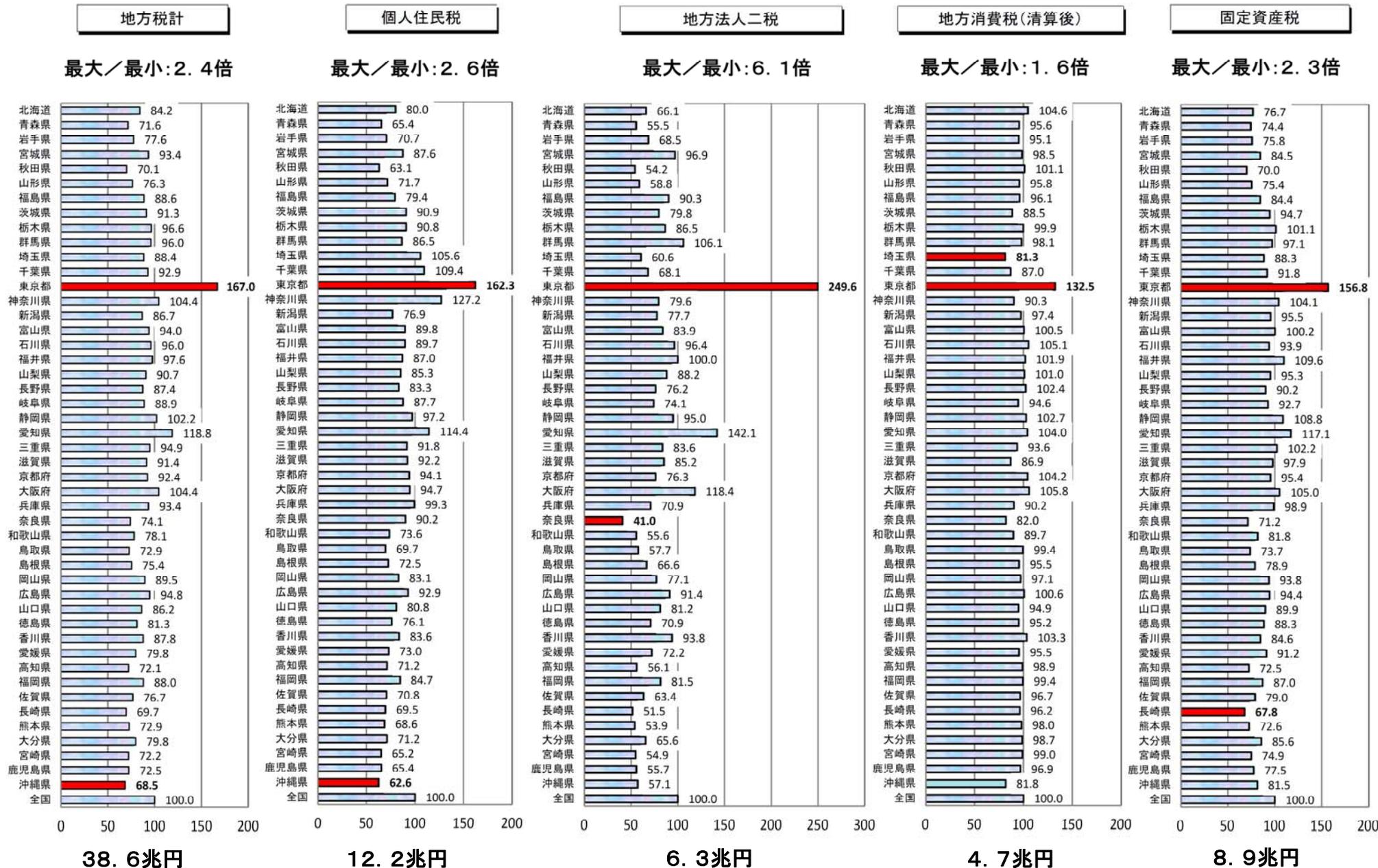
(出典)総務省「地方財政の状況」「平成30年度地方財政計画関係資料」  
 (注)平成28年度までは実績、平成29年度及び平成30年度は地財対策時の年度末見込みによる。

(出典) 経済財政諮問会議 有識者提出資料(平成29年11月16日)

# 地域間での税収の格差

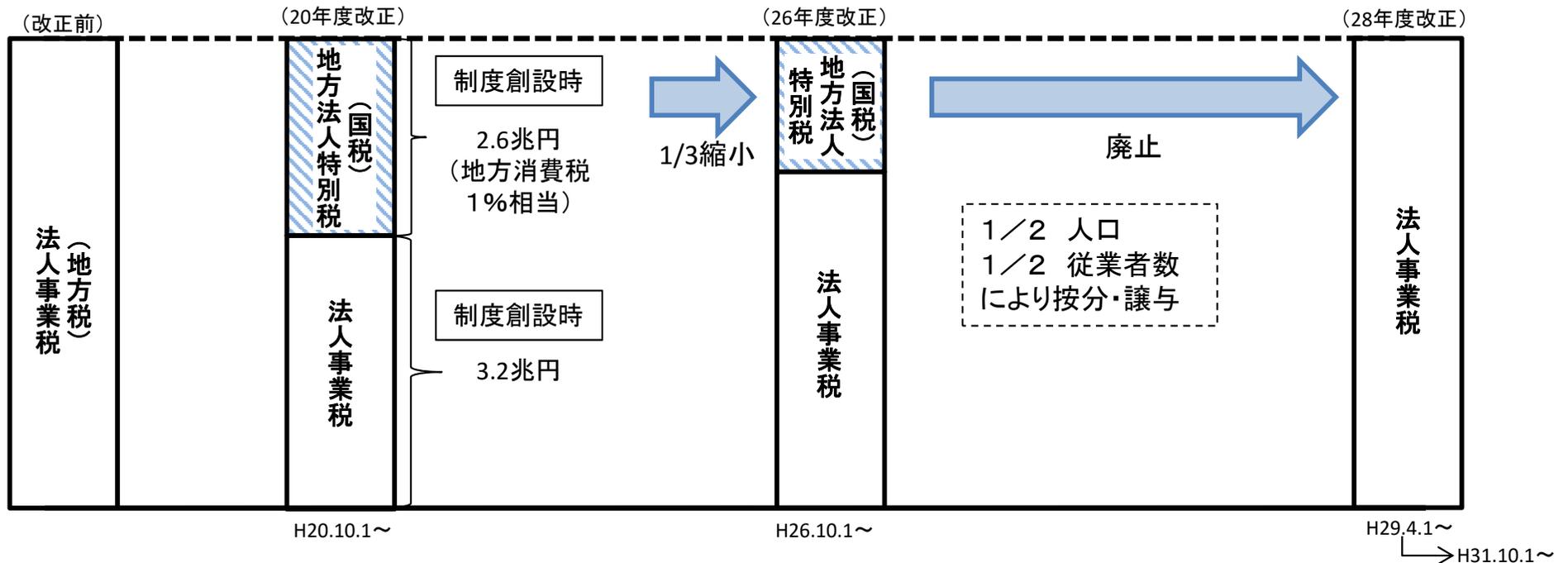
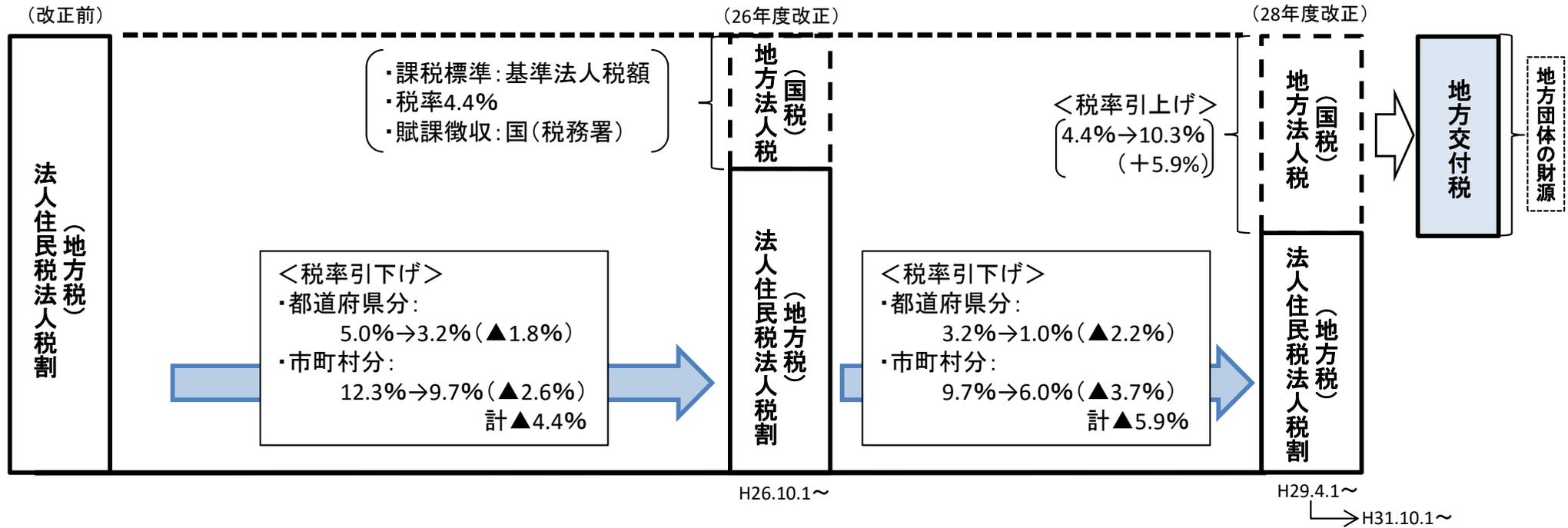
人口一人当たり税収の偏在(最大/最小) 全国平均100、平成28年度決算額

総務省資料を加工



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。  
 (注4) 30固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。(注5) 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

# 地方法人課税の偏在是正



## 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

### 3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

#### (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを 地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

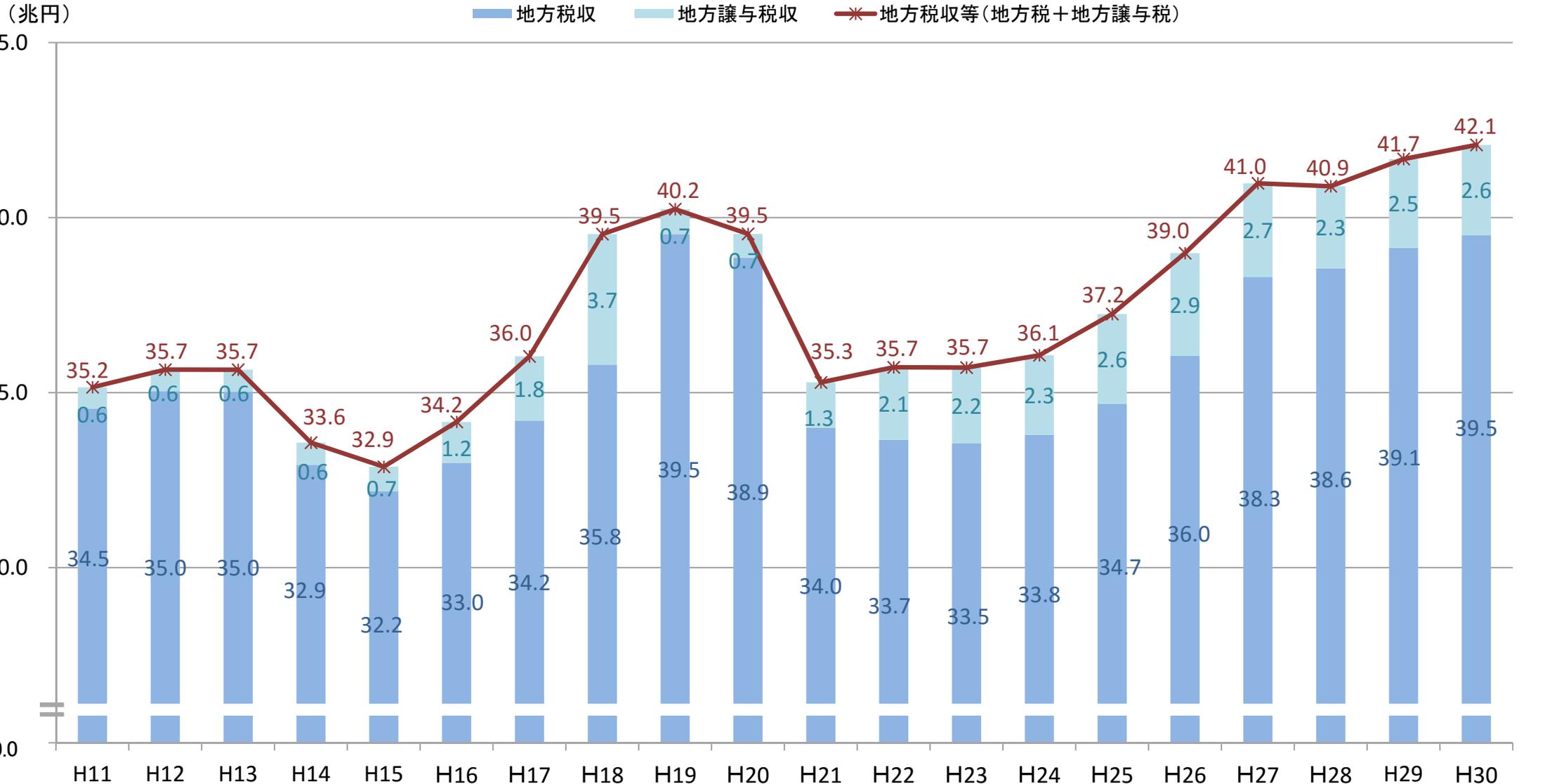
近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

# 地方税収等の推移

○ 地方税収等(地方税と地方譲与税の合計額)は平成30年度地財計画において42.1兆円と見込まれており、過去最高水準となっている。



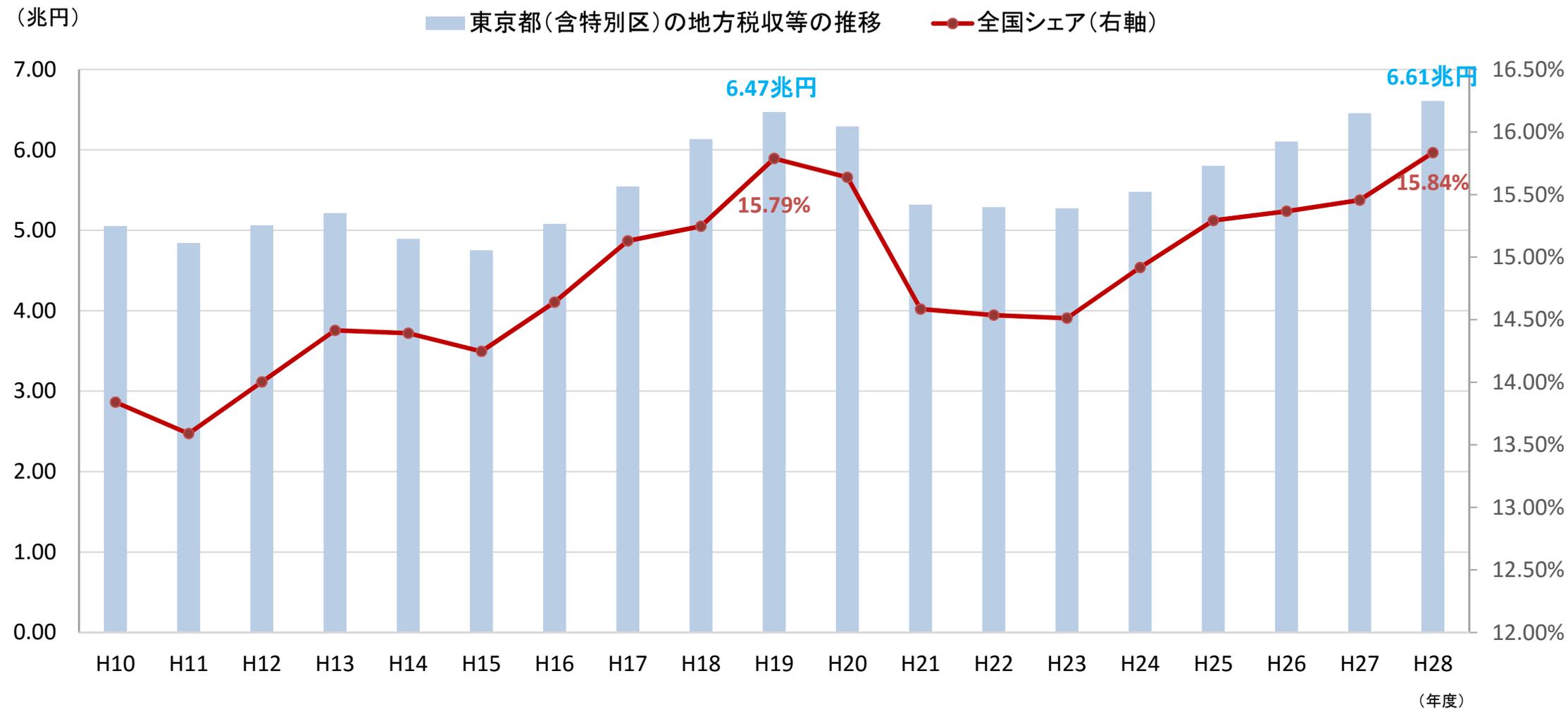
※地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収。平成28年度までは決算額。平成29年度及び平成30年度は地方財政計画額(東日本大震災分含む)。

いずれも超過課税分、法定外税等を除く。

(出典)総務省「地方税に関する参考計数資料」

# 東京都(含特別区)の地方税収等の推移と全国シェア

○ 地方税収等が過去最高水準に達する中で、東京都及び特別区の地方税収等も増加し、全国に占める地方税収等のシェアは近年で最高水準となっている。



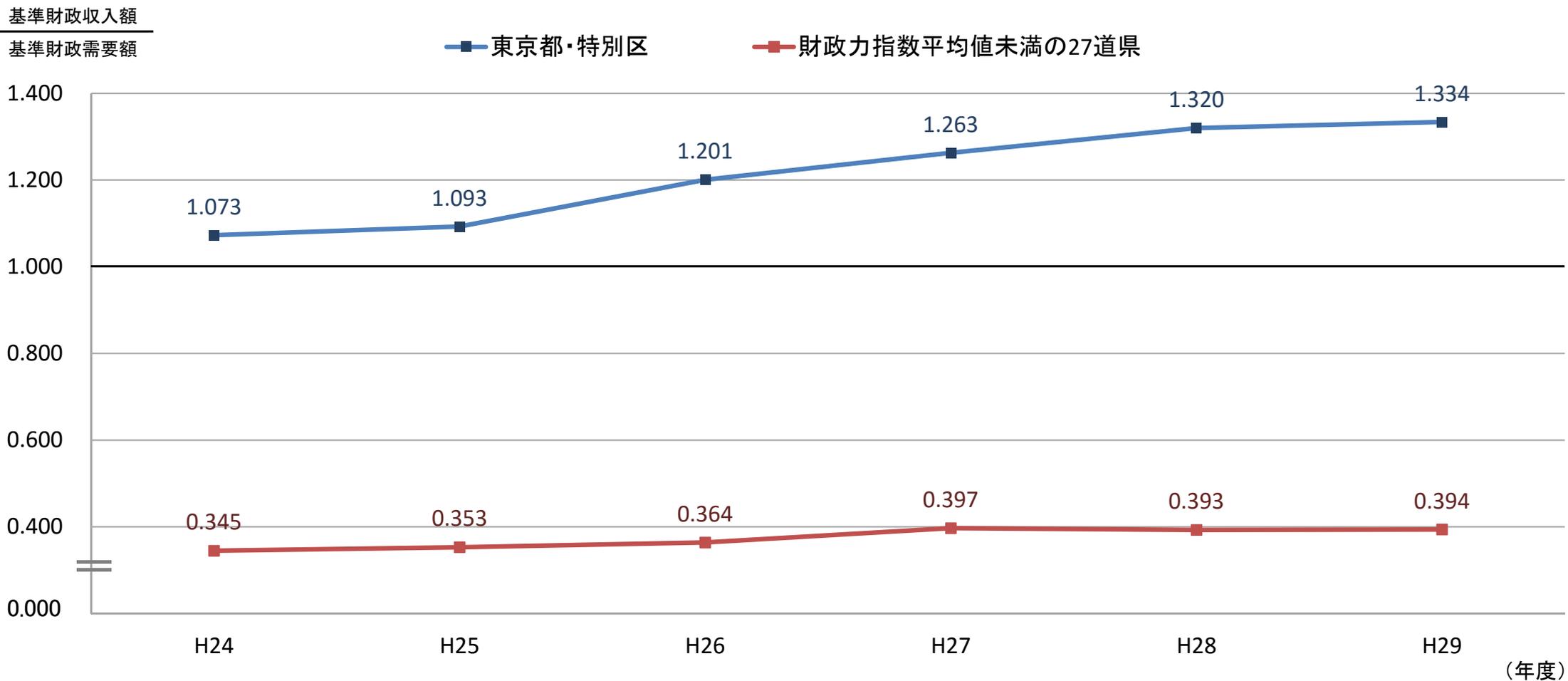
※ 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税分、法定外税等を含む)。

(出典)総務省「地方財政状況調査」

# 都道府県の財政力の状況の推移

総務省資料を加工

- 財政力の状況の推移をみると、東京都及び特別区は上昇傾向であるのに対し、財政力指数が平均値未満の団体（27道県）は横ばいとなっており、財政力格差が拡大している。
- こうしたことを踏まえると、平成30年度与党税制改正大綱に沿って、地方法人課税における新たな偏在是正策についてしっかりと検討を行い、平成31年度税制改正で実現を図る必要。



※1 グラフの数値は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。

※2 財政力指数平均値未満の27道県の数値は、平成28年度(決算速報ベース)財政力指数が、平均値未満の27道県の基準財政収入額の合計値を27道県の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

※3 東京都・特別区の数値は、都と区の基準財政収入額の合計値を都と区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

# 参 考 資 料

# 普通交付税の算定方法(ミクロの地方交付税配分)

○ 普通交付税は、標準的な財政収入(基準財政収入額)を標準的な財政需要(基準財政需要額)が超える団体に対して交付。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% (\text{譲与税については} 100\%)$$

基準財政需要額 = 各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもので、

各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額 <算定項目と測定単位(平成29年度)>

$$\text{単位費用(単価)} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

## <単位費用>

… 行政項目ごとの測定単位あたりの単価

## <測定単位>

… 行政項目ごとに財政需要を測定するための単位  
(人口、学校数等)

## <補正係数>

… 地方団体ごとの自然的・社会的条件の違いを測定単位の数値に反映する際の乗率

(人口・面積に関する規模の経済や人口密度の大小、寒冷地等の気象条件の違いなど、行政コストに影響を与えるものの、単位費用及び測定単位のみでは捕捉できない要素を補正)

個別算定経費

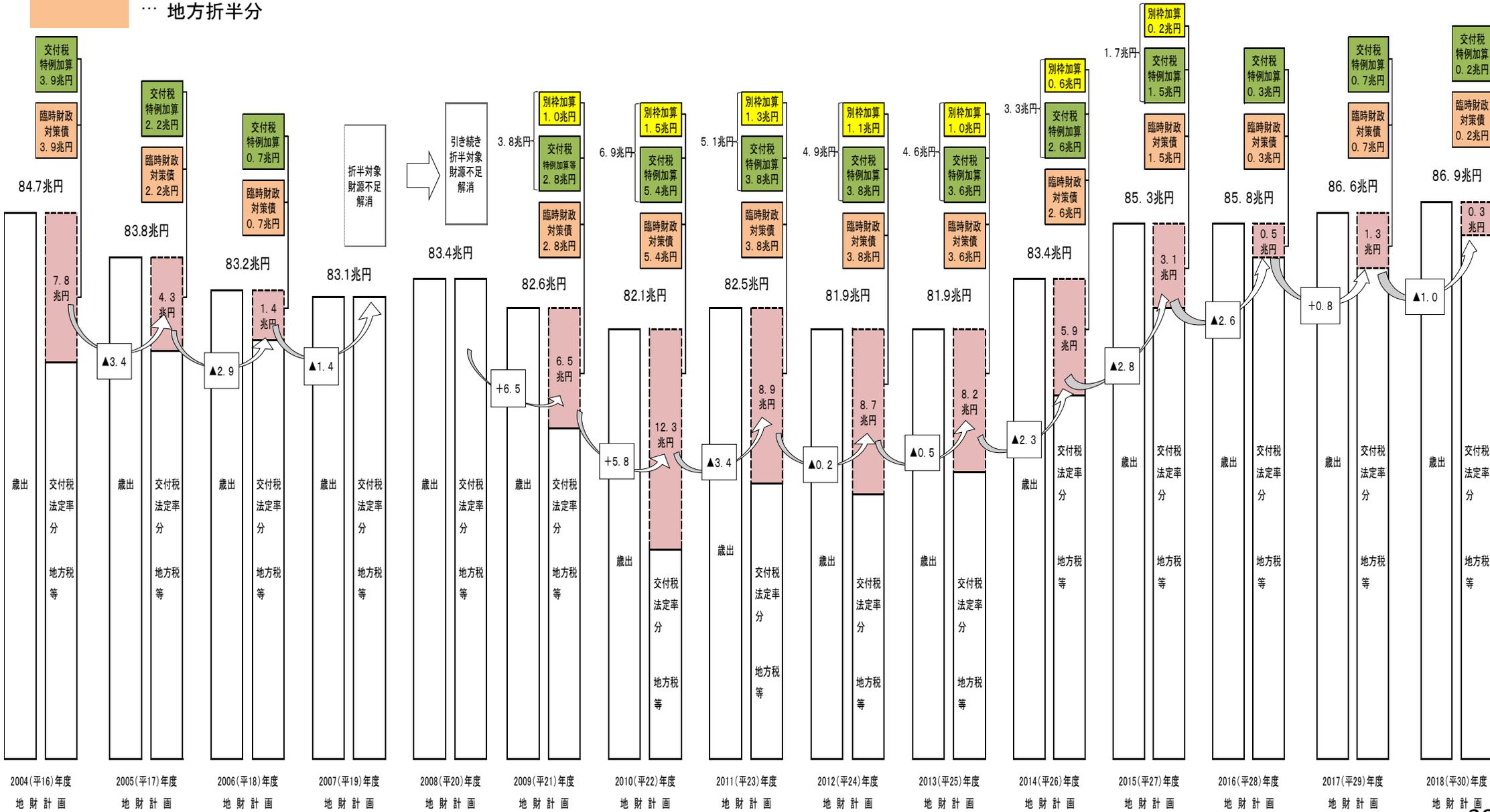
| 項目           | 測定単位             | 単位費用(円)      |           |        |
|--------------|------------------|--------------|-----------|--------|
| 消防費          | 人口               | 11,300       |           |        |
| 土木費          | 道路橋りょう費          | 道路の面積        | 73,500    |        |
|              |                  | 道路の延長        | 193,000   |        |
|              | 港湾費              | 港湾(係留)       | 港湾(係留)    | 27,100 |
|              |                  |              | 港湾(外郭)    | 6,180  |
|              |                  |              | 漁港(係留)    | 10,500 |
|              |                  |              | 漁港(外郭)    | 4,360  |
|              | 都市計画費            | 都市計画区域における人口 | 988       |        |
|              | 公園費              | 人口           | 530       |        |
|              |                  | 都市公園面積       | 36,300    |        |
|              | 下水道費             | 人口           | 94        |        |
| その他の土木費      | 人口               | 1,700        |           |        |
| 教育費          | 小学校費             | 児童数          | 43,200    |        |
|              |                  | 学級数          | 850,000   |        |
|              |                  | 学校数          | 9,079,000 |        |
|              | 中学校費             | 生徒数          | 40,700    |        |
|              |                  | 学級数          | 1,042,000 |        |
|              | 高等学校費            | 学校数          | 8,594,000 |        |
|              | その他の教育費          | 教職員数         | 6,563,000 |        |
|              |                  | 生徒数          | 69,600    |        |
| 人口           |                  | 5,140        |           |        |
|              | 幼稚園等の小学校就学前子どもの数 | 369,000      |           |        |
| 厚生費          | 生活保護費            | 市部人口         | 9,520     |        |
|              | 社会福祉費            | 人口           | 22,300    |        |
|              | 保健衛生費            | 人口           | 7,780     |        |
|              | 高齢者保健福祉費         | 65歳以上人口      | 63,800    |        |
|              |                  | 75歳以上人口      | 82,200    |        |
| 産業経済費        | 清掃費              | 人口           | 5,080     |        |
|              | 農業行政費            | 農家数          | 83,400    |        |
|              | 林野水産行政費          | 林業及び水産業の従業者数 | 291,000   |        |
|              | 商工行政費            | 人口           | 1,240     |        |
| 総務費          | 徴税费              | 世帯数          | 4,380     |        |
|              |                  | 戸籍数          | 1,170     |        |
|              |                  | 世帯数          | 2,090     |        |
|              | 戸籍住民基本台帳費        | 人口           | 1,820     |        |
|              |                  | 面積           | 1,038,000 |        |
| 地域経済・雇用対策費   | 人口               | 420          |           |        |
| 地域の元気創造事業費   | 人口               | 2,530        |           |        |
| 人口減少等特別対策事業費 | 人口               | 3,400        |           |        |

包括算定経費

|    |           |
|----|-----------|
| 人口 | 18,380    |
| 面積 | 2,426,000 |

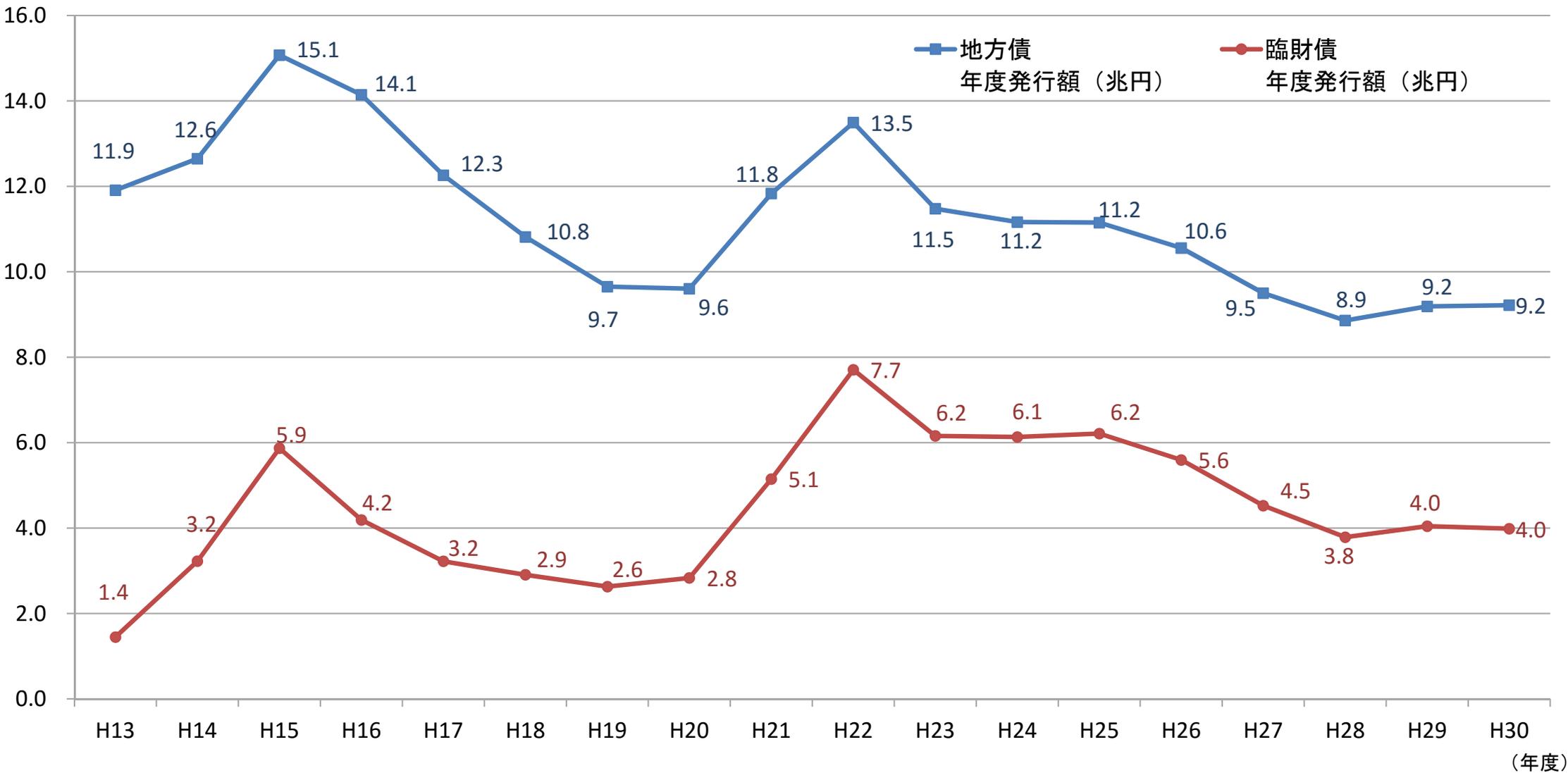
# (参考) 地方財源不足額の推移

- … 国追加負担分
- … 国折半分
- … 地方折半分



# 地方債・臨財債の年度発行額(地方財政計画ベース)

(兆円)



|                      | 13年度    | 14年度    | 15年度    | 16年度    | 17年度    | 18年度    | 19年度   | 20年度   | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 地方債<br>年度発行額<br>(億円) | 119,107 | 126,493 | 150,718 | 141,448 | 122,619 | 108,174 | 96,529 | 96,055 | 118,329 | 134,939 | 114,772 | 111,654 | 111,517 | 105,570 | 95,009 | 88,607 | 91,907 | 92,186 |
| 臨財債<br>年度発行額<br>(億円) | 14,488  | 32,261  | 58,696  | 41,905  | 32,231  | 29,072  | 26,300 | 28,332 | 51,486  | 77,069  | 61,593  | 61,333  | 62,132  | 55,952  | 45,250 | 37,880 | 40,452 | 39,865 |

# 国・地方PBの将来試算

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における主要な想定

## ○ 経済シナリオ

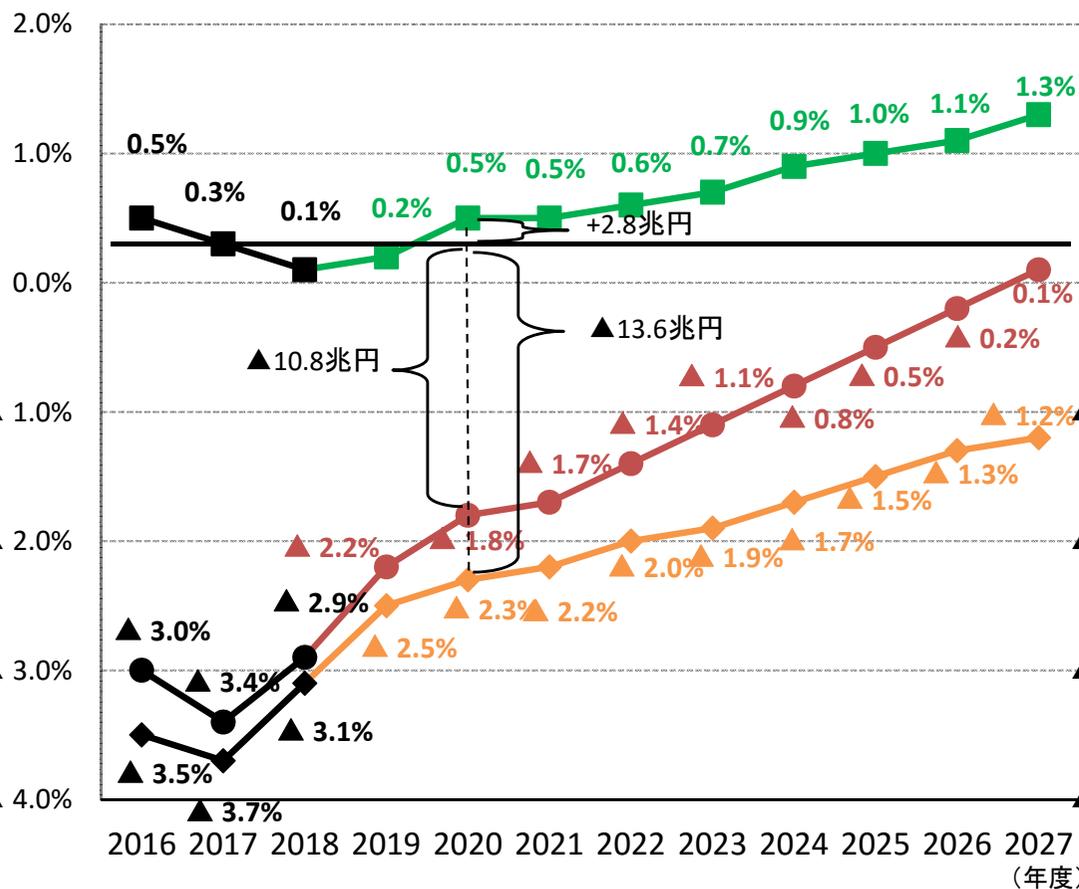
①「成長実現ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現(2019-27年度平均:名目3.3%、実質2.2%)

②「ベースラインケース」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2019-27年度平均:名目1.9%、実質0.7%)

### <①成長実現ケース>

(対GDP比)

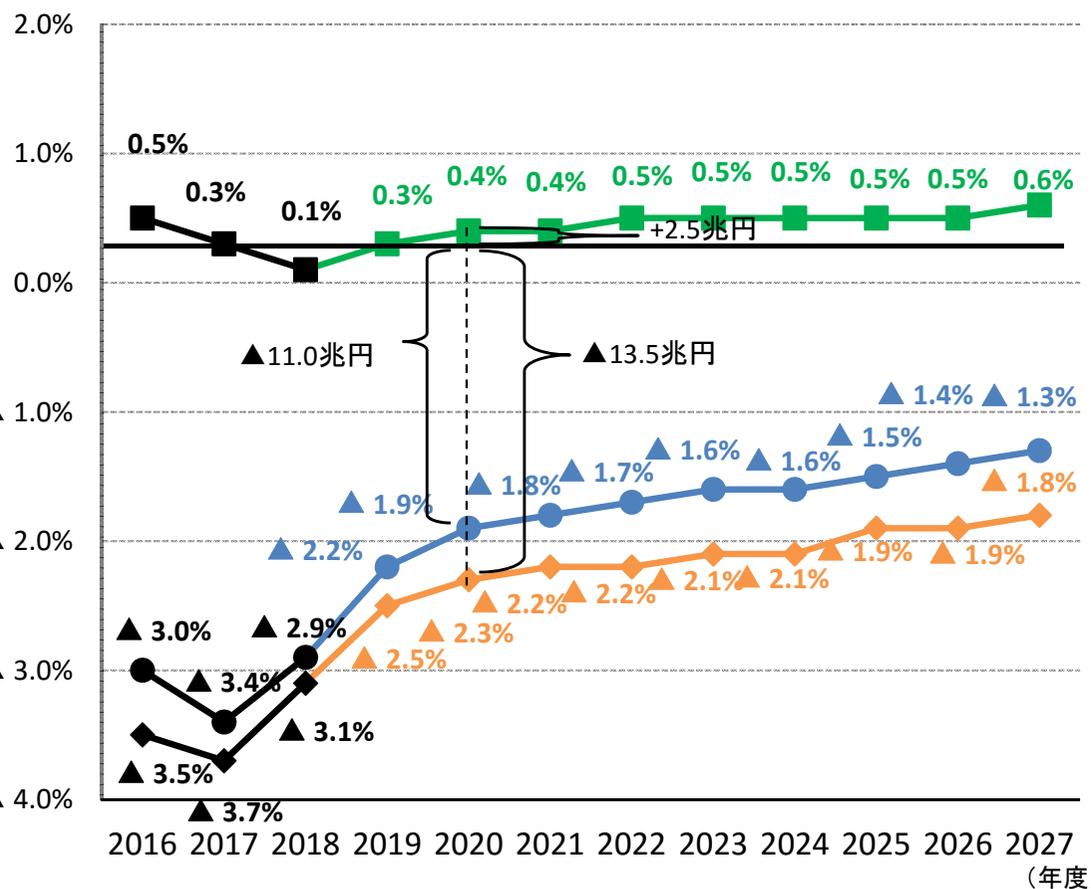
● 国・地方PB  
 ▲ 国PB  
 ■ 地方PB



### <②ベースラインケース>

(対GDP比)

● 国・地方PB  
 ▲ 国PB  
 ■ 地方PB



### 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】(総務省HPより)

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

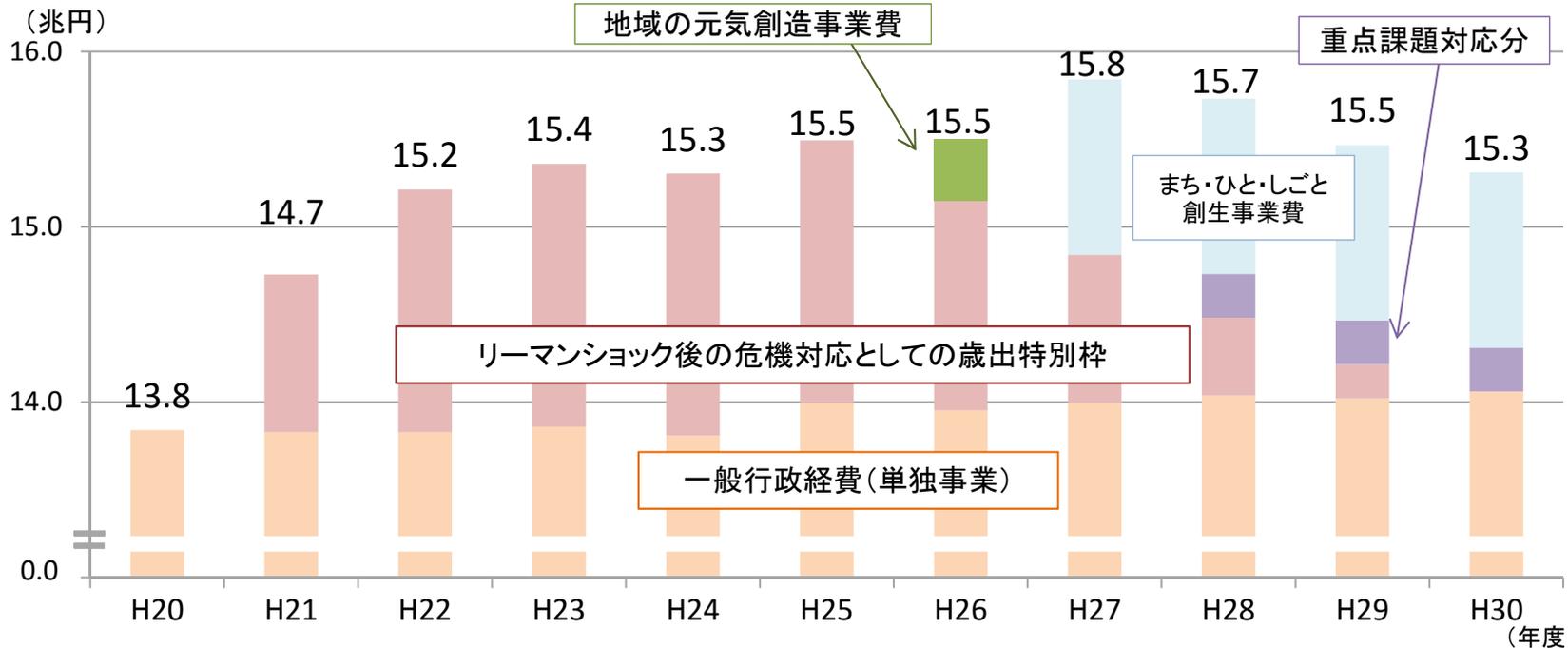
# 「枠計上経費」について

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。  
 ※ 例えば、まち・ひと・しごと創生事業費は、人口増減率等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって地方財政計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。
- なお、「歳出特別枠」については、経済状況が回復し、地方税収は過去最高となっていること等を踏まえ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく中で、平成30年度地方財政計画において廃止。

地方財政計画 (30年度)  
歳出 86.9兆円

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 給与関係費<br>20.3兆円         | 枠<br>計<br>上 |
| 一般行政経費(補助等)<br>21.7兆円   |             |
| 一般行政経費(単独)<br>14.1兆円    |             |
| 重点課題対応分<br>0.3兆円        |             |
| まち・ひと・しごと創生事業費<br>1.0兆円 |             |
| 投資的経費(補助等)<br>5.8兆円     |             |
| 投資的経費(単独)<br>5.8兆円      |             |
| 公債費<br>12.2兆円           |             |
| 歳出特別枠<br>-兆円            |             |
| その他<br>5.7兆円            |             |

## <「枠計上経費」の水準推移>



- 経済財政運営と改革の基本方針2017 (抜粋)  
 「地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。」

## 国庫補助事業の不用に係る地方負担分の計上の適正化

- 国庫補助事業については毎年度不用が生じており、その地方負担分についても地方財政計画において不用が生じていることとなる。しかしながら、国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっている。
- 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく交付税が措置されていることを踏まえれば、この不用に係る地方負担分は、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを意味し、是正を検討する必要。

### 国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

| （年度）               | H24     | H25     | H26     | H27     | H28     | 5ヶ年平均   |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 給与関係経費（義務教育費国庫負担金） | 325億円   | 322億円   | 323億円   | 92億円    | 96億円    | 232億円   |
| 一般行政経費（補助事業分）      | 670億円   | 1,016億円 | 2,696億円 | 816億円   | 1,534億円 | 1,346億円 |
| 投資的経費（直轄事業・補助事業分）  | 245億円   | 373億円   | 181億円   | 124億円   | 91億円    | 203億円   |
| 合計                 | 1,240億円 | 1,711億円 | 3,200億円 | 1,032億円 | 1,721億円 | 1,781億円 |

※1 国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

※2 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

## 追加財政需要に係る計上の適正化

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円(30年度)を計上。一方、過去10年間の使用実績は、平均1,860億円程度。
- また、地方財政計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算しておらず、使途が不明なまま地方に渡しきりとなっている状況。
- 追加財政需要の計上額について、使用実績を踏まえた適正化を図るよう検討する必要。

### 過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額

(単位：億円)

| (年度)          | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地方財政計画<br>計上額 | 5,700 | 5,700 | 5,700 | 5,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 4,200 |
| 使用額           | 1,538 | 765   | 1,883 | 1,671 | 1,520 | 907   | 929   | 3,379 | 2,968 | 3,040 | -     | -     |

平均使用額1,860億円程度